

令和5年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会会議録

令和5年2月24日（金）

開会 午前10時00分
閉会 午後 5時22分

◎出席議員（12名）

1番	川上要一	2番	渋井由放
3番	高野泉	4番	荒井浩二
5番	中山五男	6番	川俣義雅
7番	興野一美	8番	益子純恵
9番	大金清	10番	平塚英教
11番	沼田邦彦	12番	鈴木繁

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣純子
副組合長	福島泰夫
会計管理者兼事務局長兼管理課長兼会計室長	小口正一
病院長	宮澤保春
消防長	車両和則
消防本部次長兼予防消防課長	川俣寿行
総務課長	谷田克彦
統括管理監	関口忠司
病院事務長兼医事課長	鈴木高広
病院総務課長	岡田誠
保健衛生センター所長兼施設整備室長	熊田則昭
消防本部総務課長	加藤勇

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	小口正一
議事係長	両方博幸
書記	中村浩子
書記	齋藤晋太郎

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 (議案第 1 号) 南那須地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律
施行条例の制定について (組合長提出)

日程第 4 (議案第 2 号) 南那須地区広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査
会条例の制定について (組合長提出)

日程第 5 (議案第 3 号) 令和 4 年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算
(第 4 号) の議決について (組合長提出)

日程第 6 (議案第 4 号) 令和 4 年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負
担の方法の変更について (組合長提出)

日程第 7 (議案第 5 号) 令和 4 年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正
予算 (第 2 号) の議決について (組合長提出)

日程第 8 (議案第 6 号) 令和 5 年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議
決について (組合長提出)

日程第 9 (議案第 7 号) 令和 5 年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負
担の方法について (組合長提出)

日程第 10 (議案第 8 号) 令和 5 年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算
の議決について (組合長提出)

日程第 11 (発議第 1 号) 南那須地区広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する
条例の制定について (議員提出)

日程第 1 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（鈴木繁） おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、議会開会に当たり、組合長の挨拶を求めます。

組合長。

○組合長（川俣純子） おはようございます。定例会に皆さんを招集いたしましたところ、全員登場していただきまして、ありがとうございます。

今回は予算になります。皆さんのご意見を聞き、より一層この地域がよくなることを望みながら進めていきたいと思います。皆さんの真摯なるご意見を私たちも真摯に受け止め、改善できることは改善し進んでいくように進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木繁） 以上で組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりであります。

これより、議事日程に基づき、議事に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木繁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に7番、興野一美議員、9番、大金清議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（鈴木繁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎日程第 3（議案第 1 号）南那須地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

◎日程第 4（議案第 2 号）南那須地区広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（鈴木繁） 日程第 3（議案第 1 号）南那須地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について及び日程第 4（議案第 2 号）南那須地区広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての 2 議案は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求める。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） 一括上程となりました議案第 1 号 南那須地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第 2 号 南那須地区広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正等により、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるほか、同法の規定等に基づく諮問機関の設置について定めるものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 議案第1号及び議案第2号について、一括して詳細説明を申し上げます。

まず、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について説明をいたします。本案は、個人情報保護に関する法律の施行に伴い、同法が全国共通ルールとして適用されることから、法律に規定されている以外のこと、法律の施行に際し必要最小限の事項について条例で定めるものとなっております。

議案書1ページをご覧ください。第1条は、本条例の趣旨について規定するもの、第2条は、本条例で使用する用語の意義について規定するものであります。第3条は、第1項において保有個人情報の開示請求に係る手数料を無料とし、第2項において写しの作成等に係る費用は開示請求者の負担と規定するものであります。第4条は、開示決定等の期限について、第1項において請求のあった日から15日以内、第2項において正当な理由がある場合は30日まで延長できることを規定するもの、第5条は、開示決定等の期限の特例について規定するものであります。第6条は訂正決定等の期限について、第1項において請求のあった日から15日以内、第2項において正当な理由がある場合は30日まで延長できることを規定するもの。

2ページに続きます、第7条は、訂正決定等の期限の特例について規定するものであります。第8条は、利用停止決定等の期限について、第1項において請求のあった日から15日以内、第2項において正当な理由がある場合は30日まで延長できることを規定するもの、第9条は、利用停止決定等の期限の特例について規定するものであります。第10条は、各号のいずれかに該当する場合で、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であるときは、南那須地区広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることを規定するものであります。第11条は、規則への委任について規定するものであります。

附則第1条は、施行期日を令和5年4月1日と規定するもの、附則第2条は、南那須地区広域行政事務組合個人情報保護条例を廃止するもの、附則第3条及び第4条は、南那須地区広域行政事務組合個人情報保護条例の廃止に係る経過措置について規定するものであります。

続きまして、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について説明をいたします。本条例につきましては、現在、現行では情報公開条例、

個人情報保護条例において審査会の設置が規定されておりまして、一体のものとして運用しているわけでございますけども、個人情報の保護に関する法律の施行に際しまして、新たに条例として審査会の設置について規定するものであります。

議案書、1ページをご覧ください。第1条は、本条例の趣旨について規定するもの、第2条は、本条例で使用する用語の意義について規定するものであります。第3条は、各号に掲げる法律や条例の規定による諮問に応じるため、審査会を設置することを規定するものであります。第4条は、委員を5人以内とするもの。

2ページに続きます、第5条は、委員は組合長が委嘱し任期は2年とすること、守秘義務等について規定するもの、第6条は、会長・副会長の選任、職務について規定するもの、第7条は、会議の開会や採決に係る手続きについて規定するもの、第8条は、審査会が必要があると認められる場合に行える調査について規定するものであります。第9条は、審査請求人等が行える意見の陳述について規定するもの、第10条は、審査請求人等が意見書等を提出できることを規定するもの、第11条は、指名する委員に調査を行わせることについて規定するもの、3ページに続きます、第12条は、提出された資料等について、審査請求人等へ写しを送付することを規定するものであります。第13条は、審査会の行う調査審議について、非公開とすることを規定するもの、第14条は、規則へ委任について規定するもの、第15条は、秘密を洩らした委員に係る罰則を規定するものであります。

附則第1条は、施行期日を令和5年4月1日と規定するものであります。附則第2条は、本条例の制定に関連して、南那須地区広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正するもので、審査会の名称について整理を行うほか、本条例と重複する内容について削除をし、以降の条番号を繰り上げるものであります。

5ページになります。附則第3条は、南那須地区広域行政事務組合情報公開条例の一部改正に伴う経過措置を規定するものであります。

以上で、議案第1号及び議案第2号に係る詳細説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 南那須地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定、並びに議案第2号の南那須地区広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会

条例の制定についてでございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立によって、今回こういうことで一本化するということでございます。基本的に、一本化しても個人情報保護に関する施策については変わらないという認識でよろしいのかどうか。今までとここがこういうふうに変わりますというものがあれば教えていただきたいなと思うんですが、それが 1 点。

次に、議案第 2 号の第 5 条第 6 項で、議員は職務上知り得た事実を漏らしてはならない、守秘義務ですね。その職務を退いた後も同様とすると書いてあるんですが。この秘密を漏えいしたかしないかというのはどこで判断するのか、審査するのか。こういうふうに条文が書いてあっても、実際には非公式にやられてしまったのなら個人情報保護になりませんので。その辺のいわゆる対策はどういうふうに考えているのか。その 2 点についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） まず 1 点目の件でございますけども。今後、今、組合のほうで制定しています個人情報保護条例を廃止して、国の定めた法律のほうに一本化されるということになりますけれども、基本的に個人情報保護に関するレベルが下がるということはございません。デジタル社会の形成ということに関連して改正したことでございますので、新たに取り扱う個人情報の種類が増えるとか、そういったことが考えられるところでございます。

2 点目ですが、審査会の守秘義務、情報漏えいに関する件でございますけども。こちらにつきましては、その事実が確認できた時点で対応を考えることになると思うんですが、一番最後に罰則等の規定がございますので、そういった方向で、個人情報の漏えいが発覚した場合には、そういった対応を考えいかなければならぬのかなと考えております。

以上です。

○10番（平塚英教） 了解。

○議長（鈴木繁） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

5 番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 議案第1号から2点、まずお伺いします。

議員の個人情報についてですが、組合が有する個人情報というのはどんなものなのでしょうか。例えば我々のですね、個人的な情報、公開されて好ましくないようなものというのは、ちょっと私自身、思い当たるところがないものですから、これについてお伺いします。

それと、過去に議員に関するこういった個人情報的なものの請求のあった例があるかどうかについてお伺いをいたします。

次に議案第2号ですが、この第4条関係で、審査委員会の委員5名ということですが、これは全て管内から選任するのでしょうか、または学識経験者等は特によそから選任するつもりなのか、これについてお伺いをします。

それともう1点、第5条関係なんですが、委員の任期は2年という形で定めていますが、2年では極めて短過ぎるのではないかという気がするんですが、なぜこの2年としたのか、この根拠についてもお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 質問にお答えさせていただきます。

まず、個人情報というものなんですが、法律の定義によりますと、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、または個人識別符号が含まれるものということになります。もうちょっと具体的に言うと、氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、役職、顔写真、マイナンバー、それらが単独あるいは組合せによって個人を特定、識別できるものが含まれているものが個人情報ということになるかと思います。

組合のほうで取り扱ったそういった情報になりますけれども、名前が入るということで、非常に多岐にわたるものになります。主なものを申し上げますと、職員や各種委員あるいは債権者、債務者等の台帳やメール、斎場で取り扱っている申請書や許可書、消防のほうの届出や出勤等の記録、病院におきましても患者等に関する記録等が主なものとして考えているところでございます。

続いて、個人情報保護の開示の請求があったかということでございますけれども、情報公開条例及び個人情報保護条例に関する開示の請求の状況につきましては、毎年度「広報こうき」においてその実績を公開しております。情報公開条例による開示請求は、毎年度数件ご

ざいますけども、個人情報保護条例に関する開示の請求はまれであります、令和元年度に2件の請求があったものでございます。令和4年度につきましても数件あったわけですが、内容といったしましては採用試験の結果の開示ということでございます。

続いて、議案第2号に関する質問で、委員会の5名の構成でありますけれども、説明のほうで申し上げましたが、現在も審査会のほうは一体として運用してございます。5名の委員がございまして、1人は弁護士の方、残りの4名につきましては、市から2名、町から2名ということで、市・町のそれぞれの審査会のほうから推薦をいただいて組合のほうから委嘱をしている形になります。条例で新しく設置する委員会についても同様の扱いとしたいと考えております。

委員の任期は2年になりますけども、現行の審査会の委員が2年となっております。それと同じく2年としたわけでございますけれども、先ほど申しましたように、市・町の審査会の委員をご推薦いただいておりまして、市・町のほうの任期が2年となっております。こちらと合わせる形で2年という設定になっているものと考えております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 一通り説明をいただきましたが、議案第2号の1番で私が質問した議員の個人情報なんですが、氏名とか生年月日、住所などは、我々議会議員は立候補の際、全て開示しているわけですよ。私はその辺については、この個人情報とか秘密にすべきことではないと思います。私はそう思っております。仮に私にそのことについて何か請求があったら、どうぞ、どうぞと開示していただきたいと思います。

議案第2号の委員の任期を2年ということなんですが、これ、あまり審査会を開く機会がない、ずっと2年間全く、委員として選任されてもほとんど審議する場がないまま任期が終わってしまうのではないかと、そんな気がするんですね。私はこれは、今回は条例をここで訂正しろとまでは言いませんが、あまりにも短過ぎではないかなと思ったものですから、私の意見として申し上げました。

以上です。

○議長（鈴木繁） 中山議員、答弁はよろしいですか。

○5番（中山五男） 結構です。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第1号 南那須地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5（議案第3号）令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）の議決について

◎日程第6（議案第4号）令和4年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び

負担の方法の変更について

◎日程第7（議案第5号）令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第2号）の議決について

○議長（鈴木繁）　　日程第5（議案第3号）令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）の議決について、及び日程第6（議案第4号）令和4年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更について、日程第7（議案第5号）令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第2号）の議決についての3議案は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[　組合長　川俣純子　登壇　]

○組合長（川俣純子）　　一括上程となりました議案第3号、議案第4号及び議案第5号について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第3号　令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）の議決について、説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出をそれぞれ199万3,000円減額しまして、補正後の予算総額を23億4,690万7,000円とするものであります。

歳入、歳出の内容について、主なものを説明いたします。

まず、歳入につきまして、分担金及び負担金において、地方交付税算入額の確定により114万円を減額、国庫支出金において、循環型社会形成推進交付金の額の確定により1,579万6,000円を減額、繰越金において、前年度繰越金の確定により1,572万円を増額、組合債において、消防債の確定により80万円を減額するものであります。

次に、歳出につきまして、総務費においては人件費の精査及び財政調整基金への積立てにより997万5,000円を増額するもので、衛生費においては、人件費及び一般廃棄物処理施設整備費の精査のほか、敦賀市民間最終処分場対策費では委託料を増額いたしますが、衛生費全体では1,607万5,000円を減額するものであります。

消防費においては、人件費の精査、高規格救急自動車購入費の額の確定により、410万7,000円を増額するものであります。

また、訴訟事務委託料（第三審）については、債務負担行為を設定するものの、高規格救急自動車購入事業費の確定により、地方債を減額するものであります。

続いて、議案第4号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更については、議案第3号、歳入で説明しましたが、地方交付税算入額の確定に伴い、負担金の額及び負担の方法を変更するもので、組合規約第13条第2項の規定により議決を求めるものであります。

続いて、議案第5号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第2号）の議決について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の第8波による入院患者が想定以上に増加したことに伴い、不足する薬品費並びに医療用消耗品費を補正するものであります。

補正予算書の1ページを、お開きください。

まず第1条は、総則、第2条は、収益的収入及び支出の補正で、収入、支出それぞれ5,742万円を増額するものであります。

第3条は、たな卸資産の購入限度額の補正で、予算第10条に定めたたな卸資産の購入限度額4億5,455万9,000円を5億537万9,000円に改めるもので、薬品費及びそれに係る消費税分としての雑損失5,082万円を増額するものであります。

補正予算の明細につきまして説明を申し上げますので、5ページをお開きください。

支出より説明をいたします。1款1項2目、材料費の薬品費は、12月の組合議会臨時会において増額補正の議決をいたしましたが、コロナ陽性の入院患者の増加により薬品代が不足することとなり、4,620万円を増額するものであります。

同様に、3目、経費の消耗品費は、患者対応の職員が使用するアイシールドマスクやガウン等の医療用消耗品費が不足することにより、660万円を増額するものであります。

次に、2項3目、雑損失ですが、先にご説明しました薬品費につきましては、貯蔵品となりますので、消費税分は雑損失で計上することとなり、462万円を増額するものであります。

次に収入ですが、支出と同額の5,742万円を増額するものであります。

財源としては、前回の補正予算と同じく栃木県新型コロナウイルス感染症対策入院病床確保事業費補助金を充当することとしております。こちらは、コロナウイルス感染症患者を受け入れるために病床を確保することにより収入が減少することに対する補償となる補助金であり、入院収益と同等とご理解をお願いいたします。

以上、議案第3号、議案第4号及び議案第5号について説明をいたしましたが、議案第3号、議案第4号に係る詳細につきましては管理課長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして議決くださりますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） それでは命によりまして、議案第3号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）の議決について及び議案第4号令和4年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更についてに關します詳細説明をいたします。

はじめに議案第3号でございます。今回の補正予算は、人件費の精査や地方交付税算入額の確定のほか、年度末を迎える各種事務事業の確定や見込みがついたものなど、最終的な調整を行い編成したものであります。

一般会計補正予算書（第4号）の2ページをお開きいただきたいと思います。第1表 歳入歳出予算補正では、歳入歳出それぞれ199万3,000円を減額し、予算総額を23億4,690万7,000円とするものであります。

3ページをご覧ください。第2表 債務負担行為補正では、敦賀市民間最終処分場問題における訴訟事務委託料（第三審）について、債務負担行為を設定するものであります。第3表 地方債補正では、事業費の確定に伴い地方債を減額補正するものであります。

続いて、事項別明細書に沿って説明いたしますので、6ページをお開き願います。2、歳入となります。1款、分担金及び負担金では、那須烏山市に算入されます地方交付税の広域行政分が確定したことに伴い補正するもので、1項2目、衛生費負担金、1節保健衛生費負担金では、病院費負担金で76万8,000円、斎場費負担金で1万6,000円をそれぞれ減額するものであります。2節、清掃費負担金では、し尿処理費負担金で8万6,000円、ごみ処理費負担金で21万6,000円をそれぞれ減額するものであります。3目の消防費負担金では、5万4,000円減額するものであります。3款、国庫支出金では、1項1目、衛生費国庫補助金において、循環型社会形成推進交付金の確定により1,579万6,000円を減額するものであります。5款、財産収入では、1項2目、利子及び配当金で、2つの基金の利息の確定に伴い、2万3,000円を増額するものであります。8款、繰越金では、前年度繰越金の確定に伴い、1,572万円を増額するものであります。10款、組合債では1項1目消防債で、高規格救急自動車購入額の確定に伴い、消防施設整備事業債の額が確定したため80万円を減額するものであります。

続きまして、3、歳出について説明いたします。7ページをご覧ください。2款、総務費、1項1目、一般管理費では、人事異動に伴う人件費の精査で630万円を減額するものであります。2目、財政管理費では、財政調整基金への積立金1,627万5,000円を増額す

るものであります。3款、衛生費、1項1目、保健衛生総務費では、病院事業整備基金の利息の確定により2,000円を増額するものであります。2項1目、清掃総務費では、人件費の精査による減、保健衛生センター施設整備基金への積立金増などで2,213万3,000円を増額するものであります。

8ページをお開きください。3目、ごみ処理費では、人件費の精査により280万円を増額するものであります。4目、一般廃棄物処理施設整備費では、人件費の精査による減及び建設候補地用地測量地質調査業務委託が未執行となったことに伴い、4,747万円を減額するものであります。5目、敦賀市民間最終処分場対策費では、委託料において、上告審の訴訟事務に対し着手金が発生することから646万円を増額するものであります。4款、消防費、1項1目、消防総務費では、人件費の精査により510万円を増額するものであります。2目、消防施設整備費は、歳入の説明の際にも申し上げましたが、高規格救急自動車購入に係る額の確定により99万3,000円を減額するものであります。

9ページから15ページは、給与費明細書となっております。

ページは飛びますけれども、16ページをお開きいただきたいと思います。こちらは、債務負担行為に関する調書となってございます。

続きまして、訴訟事務委託料（第三審）におきまして、上告審の訴訟事務に対し着手金が発生することから、限度額を契約により決定した額、期間を令和5年度から契約終了年度までとし、債務負担行為を設定するものであります。

以上までが議案第3号の説明となり、続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号をご覧ください。今回の補正は、那須烏山市の負担額が114万円減額の14億1,718万6,000円となり、市・町合わせた負担金の総額を21億2,560万8,000円とするものであります。

以上で、議案第3号 令和4年度一般会計補正予算（第4号）並びに議案第4号 令和4年度負担金の額及び負担の方法の変更についての詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。なお質疑に当たっては、会計名及びページ数をお示しください。

質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） まず議案第3号、6ページなんですが、国庫支出金で衛生費国庫

補助金というのが1,579万6,000円、減額になっています。循環型社会形成推進交付金が減額の内容でございますが、これは令和元年12月に確定したもので、構成市町である那須烏山市と那珂川町と南那須地区広域行政事務組合、この3者によってこれを進めているわけでございますが。国の補助金がどうして減額になったのか。これは私の方的な考えなんですが、恐らく計画が目標どおりに進まない場合には、その分交付金が減額になるというようなことで減額になったので、その内容についてお示しをいただきたい。

次に8ページでございますが、一般廃棄物処理施設整備費ということで、委託料が4,709万1,000円、用地測量現地調査業務委託料が減額になっておりますが、こちらが考えた、執行部のほうで考えたことが地元で受け入れられないということで、このような減額になったのかなと思われるんですが。これについては、一般質問でも書かれている議員がおりますので、詳細は結構でございますが、いずれにしても、なかなか地元としては受け入れがたいと考えるんですが、全く執行ができなかつたというような理解でよろしいかどうか、その辺の説明をお願いいたします。

次に、病院の関係なんですけれども。これは5ページですね、先ほどの薬品関係とか医療用消耗品が不足したということで、何か聞くところによりますと、新型コロナウイルス感染症関係で年末年始の第8波で那須南病院でも大変なクラスターが一部で発生したというふうに聞き及んでいるんですが。発生したのかしないのか、それと、現在はどんな対応をされているのか、その辺について説明をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） ただいま平塚議員がご質問した2点についてお答え申し上げます。

まず1点目、歳入面でございます。国庫支出金につきましては、議員おっしゃるとおり、候補地となるべきところの案件がまだ解決に至っていない。したがいまして、当然の如く、当該候補地に立ち入って測量とか地質調査とかができないということでございますので、歳入歳出の4,709万8,000円の3分の1に当たるわけなんですが、それが国庫支出金なんですけれども、歳入面で3分の1の減、歳出の面で全事業費を落とすという処理となります。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 今ご質問にありました病院のコロナについてですけれども。平塚議員がおっしゃるとおり、最近まで特に内部のほうでクラスターが発生しておりました。発生原因としましては不明なんですけれども、恐らく、一つは、入院患者さんに関しては全ての方に検査をして入院させていますけれども、陰性の方が入院中に陽性に転化した感じですね。あるいは職員、これは小さいお子さんがおられるご家庭も多いわけですが、家庭内感染からスタッフにということが想定されています。

その都度対策を行いまして、部屋での隔離、あるいはかなり切迫したときには病棟を10日程度、1週間程度、入退院を制限したことなどございました。

現在はそういう状況は落ち着いていまして、クラスターはもうほぼ収まったと考えられます。

こちらにあります薬品費というのは、クラスターとはあまり関係がない事案で、特に外来診療での高齢者あるいは重症化しやすい方々への抗ウイルス薬の投与が要因かなと思っております。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 病院の関係者につきましては大変なご苦労をおかけしているんですが、実際、そういう問題も出ることもございますので、今後ともお気をつけいただきたいなと思うんですけども。

塩谷、南那須関係のPCR検査場が閉鎖ということになったんですが。一般の方がPCR検査を受けたいという場合には当然、那須南病院に前もって予約すれば受けられるんでしょうかね、その辺がよく分からない。

○議長（鈴木繁） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 現在のところ、ドライブスルーでの検査というのは継続しております。ご存じのとおり、4月から国のはうで5類に落とすということを想定されておりまして、これが実際どんな形になるのかまだまだ見えてこない面もあります。3月の初めに国が大きな方針を出すんだろうと言われておりますので、それを注視しながら体制を見直していくかだと思いますけれども。ただやはり、議員のおっしゃるとおり、当面はやはりコロナに対しては対応しなければいけないだろうと想定しております、5類になってしまってもしばら

くはドライブスルーを続けていこうかと考えております。

あとは国のはうの、あるいは世の中全体の動きを見ながら、そこら辺をいつお終いにするかというのはおいおい考えていきたいと考えております。

○10番（平塚英教） 了解しました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） まず、議案第3号から2点ほどお伺いします。

一般会計の補正の予算なんですが、7ページの総務費と衛生費の中の人事費です。合わせますと1,930万円ほど減額になっていますね。こここの額は職員の平均給与額に換算しますと3名以上になるわけですね。なぜ、これが減額になったか、これが1点です。

それと9ページの給料明細の表がありますが、その職員の数です。119から117と2名減になっています。この減になった理由、またこの減になつてもこの組合の事務事業には全く影響がないかどうか、それも併せてお願ひします。

次に、議案第5号の病院の会計の補正ですが、ここで1点、お伺いしたいと思います。

5ページにコロナウイルス感染症の県補助金5,742万円がありますね。これは、前にも予算がありまして、今回を含めて、多分1億1,972万円に、この県補助金がなると思ひます。この額でもって那須南病院のコロナ感染症に関する支出というの足りたのかどうか。もし余ったとすれば、余った額は何かコロナに関するような器材、器具を買ったとか、そのようなことまでされたのかどうか、以上、お伺いします。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） まず、一般会計のほうからお答えをいたします。

7ページの人事費の件でございますけれども、2款1項1目の一般管理費についてですが、当初予算編成時には10名分の人事費を措置していたところでありますけれども、配置になったのが9名ということで、1名分の人事費減のほか調整によるものでございます。

2つ目の、3款2項1目、清掃総務費でありますけれども、当初予算においては4名分の人事費を措置しておりましたが、こちらが2名分の支出となつたということで、2名分の人事費の減が主な減の理由となつております。

続いて、9ページの給与費明細からでありますけども、まず職員数、117と119ということで、119人のほうでありますけれども、こちらの人数につきましては、令和3年度の職員数118人に新規採用予定1名を加えた119人で令和4年度の当初予算は編成したものでございます。当初予算編成後、年度末で退職されることになった方が1名いましたので、その分の1名の減、それと4月の職員の定期異動で一般会計と病院事業会計の職員の異動がそれぞれあるわけですけども、会計間の職員の異動によりまして、一般会計から病院事業会計に移った方が3名、病院事業会計から一般会計に移った方が2名、差引きマイナス1ということで、辞められた方と会計間の職員の異動によって2名減というような形になつたものでございます。

この2名の減の影響でありますけれども、7ページの説明で申し上げましたとおり、衛生センターの職員の2名減という影響が出ているところでございます。業務につきましては施設整備室との兼務によりまして対応していただいているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） ご質問がありました特別県新型コロナウイルス感染症対策入院病床確保事業補助金につきましては、議員ご理解のとおり、令和4年度病院事業会計第1号補正及び第2号合わせまして1億1,972万円を収入として計上しております。議員ご質問のお答えに関する支出でございますが、第1次補正では、薬品費として検査試薬の購入及び入院患者が服用する医薬品代並びに医薬品に伴う消費税としまして3,630万円を計上しております。第2次補正は全てコロナ関連で、不足する薬品費並びにアイシールドマスクやガウン等の医薬用消耗品費としまして5,742万円を計上しまして、合わせまして9,372万円を計上しております。

組合長からの提案理由にもありましたが、こちらの補助金はコロナウイルス感染症患者を受け入れるために病床を確保することにより収入は全品目に対する保障となることになりました、運用収益と同等とご理解をお願いしたところでございますが、したがいまして、第1次補正ではコロナ関連以外の経費としまして、光熱水費及び燃料費としまして2,600万円を充当したところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 中山五男議員。

○5番（中山五男） 第3号議案については分かりました。

第5号議案の今の県補助金1億1,972万円をいただいたわけですが、これは県に対して、どう支出したか、その報告というのはしなくていいんですか。いずれにしても、この1億1,972万円以上を、同等か、それにもうちょっと上回った額を病院で支出しないというと、やはりいけないのではないか、補助金の性格からいってそう考えるんですが。この辺は大丈夫なんですか。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） こちらの補助金につきましては、実際、コロナ関係で空いてしまった病床、ごみ置きに使っている病床とかそういうものに対する補助金でございまして、実績に基づく補助金になっておりますので、申請の段階で何床を潰したという申請になっているものですから、それ以降の実績報告はない形になっております。

○5番（中山五男） 了解しました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第3号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）の議決については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第4号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第5号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。再開は11時5分といたします。

【休憩】（午前10時56分）

【再開】（午前11時05分）

○議長（鈴木繁） 再開いたします。

ここで、益子純恵議員から早退の届出がありましたので、お知らせをいたします。

◎日程第8（議案第6号）令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の
議決について

◎日程第9（議案第7号）令和5年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について

◎日程第10（議案第8号）令和5年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について

○議長（鈴木繁）　　日程第8、議案第6号　令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、及び日程第9、議案第7号　令和5年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について、及び日程第10、議案第8号　令和5年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決についての3議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子）　　一括上程となりました、議案第6号、議案第7号、及び議案第8号について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第6号　令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、説明いたします。未だに続く新型コロナウイルス感染症の拡大や、ウクライナ情勢の長期化の影響により、原油価格・物価の更なる高騰等、予断を許さない状況下にあり、令和5年度予算については厳しい財政状況を再認識し、効率的な予算編成に取組んだところであります。令和5年度一般会計予算の総額は、前年度予算と比較して2億3,710万円増の、歳入歳出それぞれ25億1,710万円とするものであります。

まず、歳入の主なものについて説明いたします。

初めに、分担金及び負担金は構成市町からの負担金でありますて、前年度比1億8,981万3,000円増の23億1,656万1,000円とするものであります。

次に、使用料及び手数料は前年度比77万3,000円減の5,166万4,000円、国庫支出金は前年度比37万8,000円減の1,784万9,000円、繰入金は前年度比6,769万4,000円増の9,769万4,000円、繰越金は前年度同額の500万円、組合債は前年度比1,900万円減の990万円とするものであります。

続いて、歳出の主なものについて説明いたします。

初めに、衛生費は、病院事業への繰出金のほか、斎場費、し尿処理費、ごみ処理費、一般廃棄物処理施設整備費などで前年度比2億2,709万2,000円増の15億5,109

万8,000円とするものであります。次に消防費は、前年度比1,755万4,000円増の8億2,148万4,000円とするものであります。歳出予算につきましては、全般的に経常経費の削減に努めたところではありますが、原油価格高騰の影響により電気料金の値上がりが顕著となり、予算総額が増額となってしまったところであります。

続いて、議案第7号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、令和5年度の構成市町の負担金の額、及び負担の方法について、組合規約第13条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第8号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について、説明いたします。自治体病院は、その地域に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関との連携を図りながら、公平・公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持・増進を図り、地域の発展に貢献することを使命としております。このため、那須南病院においても、救急医療の確保、高度医療の推進、僻地巡回診療及び新型コロナウイルス等の感染症対策に積極的に取り組み、地域住民が安心して医療を受けられる環境整備、並びに効率的な病院運営に日夜努めているところであります。そのような中、令和5年度予算ですが、予算第2条に定めます業務の予定量は、年間患者数を入院で4万9,410人、外来で7万5,222人と見込み、その確保に全力を傾けてまいります。

次に、予算第3条に定めます、収益的収入及び支出の予定額は、病院事業収益、病院事業費用それぞれ31億6,500万円とするものであり、前年度に比べ、約5.8%、1億7,300万円の増となっております。

また、予算第4条に定めます、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を4億9,348万8,000円、資本的支出を6億1,457万7,000円とし、収支不足額の1億2,108万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

以上、概略を説明申し上げましたが、那須南病院は本地域唯一の2次救急医療を担う病院群輪番制病院であり、今後も本地域に欠くことのできない病院であります。また、那須南病院は平成2年の開院からおよそ33年が経過し、建物の施設・設備の老朽化が進んでおり、将来の持続可能な医療を提供するために、病院の施設整備を進めていく必要がありますことを十分にご理解いただき、引き続きご支援のほど、よろしくお願ひいたします。

詳細につきまして、議案第6号、議案第7号については管理課長から、議案第8号については病院総務課長から説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして議決くださりますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） 命によりまして、議案第6号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、及び議案第7号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法についてに関する詳細説明をいたします。

初めに、議案第6号であります。一般会計予算書の2ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算、令和5年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれを25億1,710万円とし、前年度比10.4%増で、金額的には2億3,710万円の増額となります。

4ページをお開き願います。第2表、地方債につきましては、那須烏山消防署に設置しております非常用自家発電設備の改修工事に伴い、起債の目的として消防設備整備事業を充てて、限度額を990万円とするものであります。

6ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書に沿って説明いたします。

まず歳入ですが、1款、分担金及び負担金、1項1目、総務費負担金では、事務局の運営経費で前年度より1,323万9,000円増の9,019万円とするものであります。2目、衛生費負担金では、前年度より1億4,829万2,000円増の13億9,900万3,000円とするものであります。

増減の主なものを説明いたします。病院費負担金では人件費や起債償還金が増額したことなどにより9,670万円増の6億9,315万8,000円、斎場、し尿処理施設、ごみ処理施設など施設の運営経費におきましては電気料金の値上げなどの影響により、斎場費負担金では599万7,000円増の3,390万4,000円、し尿処理費負担金では2,395万円増の1億9,857万6,000円、ごみ処理費負担金では2,145万9,000円増の3億7,357万6,000円となります。一般廃棄物処理施設整備基金費負担金では令和4年度同額の9,000万円となります。

3目、消防費負担金では、消防車両整備事業の終了に伴い、事業費及び消防事業債が減額となりましたが、消防職員の増員に伴う人件費の増により、2,828万2,000円増の8億2,736万8,000円とするものであります。1款、分担金及び負担金の合計は、1億8,981万3,000円増の23億1,656万1,000円となり、歳入総額の92.0%を占めることになります。

2款、使用料及び手数料、1項1目、衛生使用料では、斎場使用料として30万円増の750万円とするものであります。2項1目、衛生手数料では、し尿処理手数料及びごみ処理手数料として72万6,000円減の4,376万4,000円とするものであります。2目、消防手数料は、危険物施設設置許認可手数料で34万7,000円減の40万円とするもの

であります。

3款、国庫支出金、1項1目、衛生費国庫補助金では、新たに屎処理施設に係ります一般廃棄物処理施設整備基本計画策定と、候補地適地性地質・用地測量調査に伴う循環型社会形成推進交付金で、令和4年度より37万8,000円減の1,784万9,000円とするものであります。

7ページをご覧いただきたいと思います。4款、県支出金、1項1目、衛生費県補助金では、病院群輪番制病院運営事業補助金で、補助単価の引き下げに伴い81万2,000円減の636万3,000円とするものであります。

5款、財産収入、1項1目、財産貸付収入では、自動販売機及び施設の賃貸料で3,000円減の27万3,000円とするものであります。2目、利子及び配当金では、各基金の利息として、5款2項1目、物品売払収入及び、6款1項1目、一般寄附金についてはそれぞれ科目存置とするものであります。

7款、繰入金、1項1目、財政調整基金繰入金では、1,000万円減の2,000万円と、2目、保健衛生センター施設整備基金繰入金は皆増となり、7,169万4,000円とするものであります。

8ページをお開きいただきたいと思います。3目、病院事業整備基金繰入金も同様に皆増となり、600万円とするものであります。

8款、繰越金、1項1目、繰越金では、令和4年度同額の500万円とするものであります。

9款、諸収入、1項1目、過年度収入及び2目、弁償金は科目存置とするものであります。3目、雑入では、資源物等売払単価の高騰などの理由で65万1,000円増の1,178万8,000円とするものであります。

10款、組合債、1項1目、消防債では、高規格救急自動車更新事業が終了しましたが、那須烏山消防署非常用自家発電設備改修事業に対するもので1,900万円減の990万円とするものであります。

続いて、歳出について説明いたします。9ページをご覧ください。

1款、議会費は議員各位の報酬、事務経費となります。なお、隔年実施の議員視察研修を令和4年度に実施したため、令和5年度の実施予定はございません。ほか、現在市より借用して議会で使用している音響設備が電波法の改正により使用不可となることから、新たな音響設備を備品購入費として計上し、議会費としては6万4,000円減の140万円とするものであります。

2款、総務費、1項1目、一般管理費では、正副組合長等の報酬、事務経費、事務局職員

が10名から1名減の9名と想定していることから、406万円減の9,388万4,000円とするものであります。

11ページをお開きください。2目、財政管理費では、公会計システムの保守委託料やリース料、予算書等の印刷費や、公会計システム用サーバー更新を予定しているため、234万5,000円増の526万9,000円とするものであります。2項1目、監査委員費では、監査委員2名分の報酬、令和4年度と同額の10万円とするものであります。

12ページをお開き願います。3款、衛生費、1項1目、保健衛生総務費では、在宅当番医制事業委託料として、令和5年度は366日となることから、休日1日分増による負担増と、那須南病院に対する負担金・補助金が増加したことに伴い、1億207万2,000円増の7億1,531万1,000円とするものであります。2目、斎場費では、斎場の管理運営に要する経費であり、電気料金の高騰に起因する629万7,000円増の4,143万8,000円とするものであります。

13ページをご覧ください。2項1目、清掃総務費は、事務経費のほか保健衛生センター職員の割振りを4名から2名としたことにより、1,381万1,000円減の1,749万9,000円とするものであります。

14ページをお開き願います。2目、し尿処理費では、薬品等消耗品費や施設の運転維持管理業務委託料のほかに、法令で規定されており3年に1度実施のし尿処理施設の精密機能検査業務委託料の追加と、斎場と同様に、電気料金の高騰により5,196万2,000円増の1億7,367万9,000円とするものであります。3目、ごみ処理費では、職員8名分及び会計年度任用職員9名分の人物費のほか、焼却灰等処分委託料のほか、し尿処理費と同様に、法令で規定されておりますごみ処理施設の精密機能検査業務委託料の追加、定期改修工事などの維持・管理運営費で構成されており、他施設と同様に電気料金の高騰も含め8,273万1,000円増の4億4,571万7,000円とするものであります。

16ページをお開き願います。4目、一般廃棄物処理施設整備費では、職員2名分の人物費のほか、新たなし尿処理施設に係る一般廃棄物処理施設整備基本計画策定、及び候補地として適地性を有するか判断するための用地測量地質調査業務委託料や、一般廃棄物処理施設整備基金積立金などで155万5,000円減の1億5,685万8,000円とするものであります。なお、用地測量地質調査業務委託料は令和4年度の予算で計上いたしましたが、未執行となったため、令和5年度においても計上したところであります。

17ページをご覧いただきたいと思います。5目、敦賀市民間最終処分場対策費では、裁判打合せ、出廷旅費、訴訟事務委託料などで60万4,000円減の59万6,000円とするものです。

4款、消防費、1項1目、消防総務費は、消防職員3名増の計98名分の人工費のほか、消防車両などの維持経費、各種手数料、負担金、他施設と同様に、電気料金の高騰に加えて那須烏山消防署非常用自家発電設備改修工事などで4,824万9,000円増の8億1,574万7,000円とするものであります。

20ページをお開き願います。2目、消防施設整備費では、主に消防資機材等の計画的な更新のための予算となります。高規格救急自動車更新事業が終了したことにより、3,069万5,000円減の573万7,000円とするものであります。

5款、公債費、1項1目、元金では、2件の起債償還終了により、576万4,000円減の3,858万9,000円とするものであります。2目、利子では、3,000円減の27万5,000円とするものであります。3目、公債諸費では、科目存置として1,000円を計上するものであります。

6款、予備費では、令和4年度と同額の500万円とするものであります。

以上が、一般会計の歳入歳出の概要となります。

21ページから28ページは給与費明細書、29ページは債務負担行為に関する調書、30ページは地方債に関する調書、31ページは負担金明細書となってございます。また別冊の一般会計当初予算の概要是参考資料となりますので、ご高覧をお願いしたいと思ってございます。

以上までが議案第6号の説明となり、続きまして、議案第7号に移ります。

議案第7号をご覧ください。令和5年度における負担金の額及び負担の方法についてご説明いたします。資料といたしましては、A4横の表をご覧いただきたいと思います。この表は、当初予算の歳入における1款、分担金及び負担金の詳細となり、連動するものであります。那須烏山市の負担金計は、地方交付税分を含め15億3,516万9,000円となり、令和4年度当初に比べ1億1,684万3,000円の増額となりました。那珂川町の負担金計は7億8,139万2,000円となり、令和4年度当初に比べ7,297万円の増額となりました。負担金の合計は23億1,656万1,000円となり、令和4年度当初に比べ1億8,981万3,000円の増額となったところです。

以上で、議案第6号 令和5年度一般会計予算、並びに議案第7号 令和5年度負担金の額及び負担の方法についての詳細説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） 続きまして、議案第8号 病院事業会計予算についてご説明申し上げます。予算書1ページをお開きください。

第1条は総則、第2条は業務の予定量を決めるもので、病床数は前年度と同じく150床、患者数は入院が年間4万9,410人、外来が年間7万5,222人、1日平均患者数は、入院が135人、外来が310人を予定しております。また、主要な建設改良事業は有形固定資産購入事業として9,948万4,000円、施設整備事業として2億5,197万9,000円と定めるものであります。事業の内容につきましては、この後の第4条にて説明をいたします。

次に、第3条は収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、病院事業収益、病院事業費用、それぞれ31億6,500万円を計上いたしました。前年度比で1億7,300万円、約5.8%の増となっております。

それでは、予算明細につきまして説明をいたしますので、28ページをお開き願います。1款、病院事業収益、1項、医業収益、1目、入院収益は16億670万3,000円で、1日当たりの患者数は135人とし、内科等86人、眼科4人、療養病床45人による収益を計上いたしました。前年度比6,859万3,000円の増は、患者数及び診療単価の増によるものであります。なお、病床利用率は、一般病床及び療養病床ともに90%を見込んでおります。

2目、外来収益は8億6,238万円で、1日当たりの患者数は310人でありまして、内科等298人、人工透析18人による収益を計上いたしました。前年度比51万4,000円の減は、人工透析診療日数1日の減によるものであります。

3目、その他医業収益は9,385万7,000円で、室料差額収益、人間ドック診断書等作成料、及びPCR検査料、並びに新型コロナウイルスワクチン予防接種料を計上いたしました。前年度比1,454万1,000円の増は、PCR検査による収益を令和4年度実績の見込みにより計上したものであります。

4目、他会計負担金は1億6,792万1,000円で、国の繰出し基準に基づく一般会計からの繰入金で、救急医療の確保に要する経費分になります。

次に、2項、医業外収益、1目、受取利息配当金は預金利息となります。

29ページをご覧ください。2目、他会計負担金は一般会計からの繰入金となり、新たに不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費として、8,987万1,000円を計上させていただきました。こちらは、過疎地等の民間病院の立地が困難な経営条件の厳しい地域において、2次救急や災害時の拠点となる中核的な公立病院に対し、その機能を維持するための必要な経費として特別交付税にて財政措置されることになったもので

す。なお、充当する項目としましては、救急医療体制確保に伴う人件費の不足分、看護師確保経費として看護師修学資金の返還免除分、医療機器保守点検料としております。

次に、3目、他会計補助金も一般会計からの繰入金となり、こちらも新たに公立病院改革の推進に要する経費として200万円を計上させていただいております。こちらは病院経営強化プラン策定の経費として、特別交付税にて財政措置されることになったものです。なお、病院経営強化プランにつきましては、後ほど支出の委託料にてご説明申し上げます。

次に、4目、補助金は、へき地巡回診療事業、及び院内保育所への補助金となり、40万6,000円の減は薬を院外処方にしたことによるものです。

5目、患者外給食収益は職員等への食券売払い収入、6目、長期前受金戻入は償却資産の取得のために交付された補助金に係る減価償却費分を収益化したもので、現金の伴わない収入となります。

次に、7目、その他医業外収益は、30ページまで続きますが、自動販売機、売店等の設置手数料収入のほか、那須烏山市病児保育事業の受託料収入等によるものです。3項、特別利益、1目、過年度損益修正益は科目存置となります。

続きまして、支出につきましてご説明いたしますので、31ページをご覧ください。

1款、病院事業費用、1項、医業費用、1目、給与費は職員の給与となりまして、前年度比6,818万3,000円増の18億4,634万6,000円を計上いたしました。職員数は、前年度に比べ看護師が1人減、医療技術職員は薬剤師として1人増、事務員も1人増、会計年度任用職員フルタイムは看護助手で2人減、全体としましては1人減の、172人で計上しております。なお、増の主な要因ですが、給料は定期昇給及び人事院勧告により672万4,000円の増、手当は看護師の処遇改善手当及び防疫手当の増によるもの、並びに新規で薬剤師の初任給調整手当を計上したことにより3,317万1,000円の増。報酬は1,796万円の増となり、要因は会計年度任用職員の報酬、及び非常勤医師の勤務日数の増、並びに令和5年度から2か年で那須南病院における施設整備基本構想を策定するに当たり、検討委員の報酬として新たに16万円を計上したことによります。法定福利費は、令和4年10月から会計年度任用職員が共済費短期へ加入することとなり、職員共済組合負担金が増加したことにより、1,010万5,000円の増となります。

32ページをお開きください。2目、材料費は診療に必要な薬品、診療材料費等4億1,968万7,000円で、前年度比2,432万1,000円の増は、新型コロナウイルス感染症等の検査に使用する試薬代、及び同感染症入院患者が服薬する薬品代の増によるものです。

3目、経費は病院機能の維持に必要な消耗品、光熱水費、修繕費、委託料の費用で6億4,

208万1,000円を計上いたしました。主な増の要因としまして、被服費は看護師の白衣及び女子事務職員の事務服の更新により206万5,000円の増となり、前回の更新は看護師が平成28年度、女子事務職員が平成25年度となっております。消耗品費は物価の高騰により499万2,000円の増、光熱水費と燃料費は、今般の世界情勢の不安定による原油価格高騰により、合わせまして6,043万1,000円の増、賃借料は昨今の電気料の高騰を考慮し、電気料並びに蛍光灯の購入費用等の削減を図るため、院内照明器具をLED化するための費用として、LED照明器具借上料を539万8,000円計上しております。なお、効果としまして月20万円程度は電気料の軽減が図れるものと試算しております。

次に、手数料は、患者サービスの一環及び未収金対策としてキャッシュレス決済を導入することとし、決済サイクルごとに決済業者に支払う手数料として330万円を計上しております。委託料は庁舎管理委託料として345万8,000円の増となっており、こちらは院内の清掃業務、警備業務であります。3年の長期契約を結んでおり、来年度は更新の年となります。賃金等の上昇による増となります。

次に、同じ委託料の中で35ページにあります施設整備基本構想策定業務委託料は、那須南病院施設整備検討委員会において施設整備の方向性が示されたことにより、良質で安全・安心な医療を提供するための拠点となる新たな那須南病院の整備について、新病院の在り方、担うべき機能や規模、事業手法など、必要となる基本構想の策定をするため、新たに480万円を計上しました。

2ページをお開きください。第5条、債務負担行為となります。こちらの基本構想策定業務は2か年で計画しており、2か年で1,100万円を限度額とする債務負担行為を定めるものとなります。

35ページにお戻りください。委託料の続きですが、病院経営強化プラン策定支援業務委託料として440万円を計上しております。こちらが先ほど収入の他会計補助金にて説明をいたしました、特別交付税である公立病院改革の推進に要する経費の補てん先となります。病院経営強化プランの策定につきましては、公立病院経営強化ガイドラインに基づき令和6年度から令和9年度までの4年間を計画期間とし、令和5年度中に策定する必要があります。

公立病院の経営においては、人口減少や少子高齢化に伴う医療需要の変化、医師等の不足を受け、依然として厳しい状況が続き、また新型コロナウイルス感染症の対応において公立病院が中核的な役割を担ったことにより、感染症拡大時に果たす役割の重要性が改めて認識されたところであります。そのような中、那須南病院が安定した経営と地域に必要な医療を継続するために、医療需要の分析や病院経営に関する専門的知識を持ち、改善策提案の実

績のあるコンサルタント会社からの支援を受け、計画を策定する必要がありますので、委託料を計上させていただきました。

続きまして、4目、減価償却費は、前年度比1,045万4,000円減の1億5,973万3,000円を計上いたしました。減の主な要因は、器械備品減価償却費の減によるものです。

36ページをお開きください。5目、資産減耗費は、固定資産除却費の増により475万7,000円増の739万9,000円を計上いたしました。増の要因は、令和5年度の医療機器の更新に伴う固定資産除却費の増によるものです。

6目、研究研修費は850万円で、令和4年度は医療研究費に看護師特定行為研修助成金として130万円を計上しておりましたが、令和5年度は対象者がおりませんので減額をしております。

7目、長期前払消費税償却は830万円、8目、雑支出として100万円を計上いたしました。2項、医業外費用は、企業債利息、雑損失等で6,845万4,000円を計上いたしました。なお、5目、看護師確保経費は看護師修学資金返金に係る経費で1名が該当となり、252万円を計上しております。3項、特別損失は過年度損益修正損として前年度と同額の300万円を、4項、予備費も前年度と同額の50万円を計上いたしました。

以上が、収益的収入及び支出の予算明細の説明となります。

続きまして、資本的収入及び支出について説明をしますので、予算書の2ページにお戻りください。

第4条は、予定額を定めるもので、資本的収入を4億9,348万8,000円、資本的支出を6億1,457万7,000円とし、収支不足額1億2,108万9,000円は過年度分損益勘定留保資金で補てんをするものです。

明細につきまして説明をいたしますので、38ページをご覧ください。

まず収入ですが、1款、資本的収入、1項、企業債3億3,840万円は、医療機器整備事業及び施設整備事業として屋上防水及び外壁改修工事、無停電電源装置盤更新工事等の財源に充てるため、2項、他会計負担金1億5,508万7,000円は一般会計からの繰入金、3項、長期貸付金返還金1,000円は科目存置となっております。

39ページをご覧ください。支出になります。1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、有形固定資産購入費は9,948万4,000円で、前年度比5,589万5,000円の増は医療機器購入費の増によるものであります。2目、施設整備事業費は2億5,197万9,000円を計上しました。工事請負費の2億4,294万6,000円でありますが、屋上防水及び外壁改修工事は近年、玄関ホールや病室等において雨漏りが見受けられ、その都

度修繕にて対応していたところであります。過去に同様の工事は平成19年度に実施し、15年が経過しており、今回は経年劣化による外壁タイルの劣化、損傷、剥がれも見受けられており、また平成20年4月の建築基準法の改正により、外壁改修から10年経過後の最初の調査時には全面打診による調査が義務づけられましたので、併せて実施するものであります。

無停電電源装置盤更新工事は、停電等非常時の電源確保を図るもので、基盤と蓄電池を更新するものであります。なお、基盤は平成8年の使用開始以来、耐用年数の15年を大幅に超過し、27年が経過しております。その間、主要部品の交換はしておりましたが、現地交換が不可能な部品は経年劣化による不測の不具合の発生が懸念されますので、更新するものであります。また、蓄電池は平成25年度に更新後、9年が経過し、この種の蓄電池の期待寿命6年を超過しており、極板等の経年劣化が進行していると推定されますので、安心・安全のため更新を行うものであります。

中央処置室等空調機更新工事は、新棟で開院時から使用している1階の中央処置室・点滴室、及び地下の検査室系統のマルチエアコンにおいて、電源は入るが温風・冷風が出ず送風となってしまう事象が発生しており、患者さんの快適性、職員の健康維持を考慮し、屋外機2台、屋内機8台の更新をするものであります。

既存棟エレベーター改修工事は、2階建て病棟エレベーターのモーター制御基板、及びかご位置検出基盤がメーカーによる部品供給停止を令和6年3月末と示されたことにより、当該基盤の更新を行うものであります。

次に、委託料の903万3,000円は、ただいま説明を申し上げました工事請負費に係る施工監理積算業務等を計上しております。2項、企業債償還金は2億5,663万4,000円で、前年度比1,406万7,000円の増となり、元利均等償還による元金の増、及び令和4年度借入分の償還開始によるものであります。3項、投資は648万円で84万円の増となり、看護師確保のための修学資金貸付金は7名に対する貸付金となります。

以上が、資本的収入及び支出の明細説明となります。

続きまして、予算書の3ページにお戻りください。

第6条は、企業債の限度額を定めるもので、医療機器整備事業は8,740万円に、施設整備事業は2億5,100万円に、第7条は一時借入金の限度額を2億円に、第8条は経費の流用ができる場合を、第9条は議会の議決を経なければ流用することができない経費を、第10条は一般会計からの補助金の額を1億8,337万7,000円に、4ページをお開きいただきまして第11条は、たな卸し資産の購入限度額を4億4,860万5,000円に、それぞれ定めるものであります。第12条は重要な資産の取得で700万円以上の有形

固定資産を定めるものです。

来年度取得する資産としまして、一般撮影用X線装置は平成18年度に購入した機器の更新として1,595万円を計上、乳房の検査に使用するマンモグラフィー画像観察装置は平成27年度に購入した機器の更新として1,067万円を計上、血液疾患の指標となる赤血球等の大きさや数の分析等に使用する多項目自動血球分析装置は平成25年度に購入した機器の更新として792万円を計上、内視鏡システムは、内視鏡に接続し病変の発見・診断・治療の質や検査効率の向上につながり、癌などの消化器疾患の早期発見・早期診断に結びつくもので、平成18年度に購入した機器の更新となり702万7,000円を計上しております。

また、表には記載しておりませんが、700万円未満の有形固定資産としまして、先ほどご説明しました内視鏡システムに接続し使用する大腸ビデオスコープ、上部消化管汎用ビデオスコープ等の更新等もあり、合計で22件、9,948万4,000円を予定しております。なお、予算措置は第4条、資本的支出の第1項、建設改良費に計上しております。

5ページ以降は、予算に関する説明資料でありますので、説明は省略させていただきます。
以上で、令和5年度病院事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。

審議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどといたします。

【休憩】（午前11時55分）

【再開】（午後 1時00分）

○議長（鈴木繁） 再開いたします。

これより質疑に入ります。なお、質疑に当たっては、会計名及びページ数をお示しください。質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 一般会計予算です。17ページになります。3款、衛生費、2項、清掃費の中の4目、一般廃棄物処理施設整備費の12節の委託料のところで質問をします。ここには2項目書いてあります。上のほうはし尿処理のことについて、次は候補地ですから、

両方という考え方かな。上のほうのし尿処理についてなんですが、基本計画策定業務委託料ということになりますけれども、この内容、どのようなことを計画するのか、それを教えていただきたい。

それから、2つ目に書いてある候補地のほうは、金額が幾らを予定しているのか。委託料として2項目ありますけども、2項目め、幾らを予定しているのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） それでは、ただいまの川俣議員のご質問にお答えさせていただきます。

1つ目の質問ですが、全協のほうでも説明させていただいておりますように、今年度から、し尿処理施設の整備の基本計画を策定しております。どのような内容を検討しているかということですが、まだ1回しか開催しておりませんで、前回はこの地域のし尿とか汚泥の性質とか、あとは、提案の中では下水道放流方式を検討するということで皆さんにお知らせしているのですが、各施設の概要を委員のほうには説明しております。

その中で、来年度の秋口に向けて、結論が出てくるかと思うのですが、その中で今現在行っているような施設整備にしたほうがいいのか、それとも、各市町にある下水道処理施設を使ったような処理方針にしたらいいかというところの検討が進んでいくかと思います。

2つ目の質問ですが、候補地の適地性地質・用地測量調査業務委託ですが、金額は令和4年度と同様、4,709万1,000円を予定しております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 最初のほうのし尿関係について、どういう方針にするかというのも含めて、どういう場所がいいかというのも含めて検討し始めているということでいいのでしょうか。

それから、2つ目については、候補地というのは、従来考えていた志鳥地区の場所ということを想定しているのか。

以上です。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） それでは、1つ目のご質問にお答えいたします。こちらについては、現在の処理方式がいいということになれば、候補地としては志鳥が挙がっておりますので、そちらになるかと思います。

下水道処理施設を利用したほうがいいというような結論になりますと、下水道処理施設は4か所ありますので、そちらの受け入れの状況とか、衛生センターに来ている分はそちらに行っても大丈夫かどうかというあたりでの検討になってきて、こちらの施設であれば十分受け入れは可能だということで、結果が出てくるかと思います。

2つ目の質問につきましては、候補地は志鳥になりますので、議員のおっしゃるとおりです。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） し尿処理の仕方についてはっきりしないと、施設をどこに造るかということについても固まってこないと。現在の下水処理施設を利用するとかしないとかも含めてはっきりしないと、候補地といつても、その中に何を造るのかというのがはっきりしなければいけないということですね。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 議員おっしゃいますように、し尿処理については、まだ方式が計画の中では決定しておりません。ただし、組合としては、併設でやる事業で決定はしております、その流れから、施設の整備基本計画を策定する中で、議員のほうから提案があった下水道処理施設を活用してみたらどうかというのを検討に加えておりますので、おっしゃるとおり、その結果次第で場所が決まりますとか、決まらないということになってくるかと思います。

なので、来年の秋口ぐらいまでには、どういった方式でやったほうがいいかという結論がでますので、その中で、ある程度、候補地が絞られてくるということにもなるかと思います。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 私は、まず、貸借対照表の読み方というか、見方というのを質問したいと思います。

病院会計予算の21ページ、そして、26ページというようなところにあるのですが、まず、ここに当年度未処理欠損金が出ておりまして、利益剰余金合計といろいろ出ているんですが、三角の16億2,121万5,000円が出ていますよね。これは今まで積み重なってきた赤字という考え方でいいのかどうか。

あと、次は19ページと25ページ、資産の部ということで、貸借対照表になっていますが、口、建物の、例えば25ページでいうと、20億5,187万6,000円、その下に減価償却累計額というのがありますが、これが13億2,485万1,000円、いろいろ建設したり、改修したりしたときの建設費があって、その下には償却したよという合計累計額があってということになりますね。これで13億幾らとありますが、もし、さっき話した16億2,121万5,000円、これからすると、建物の償却額よりも多いということは、建物を建てたときには、建物の償却分だけがどんどん、私が勝手に赤字と、別に赤字になるのはしようがないとは思っているんですが、見方として、建物を建てて償却すれば、どんどんここにお金が乗っていくんですね、マイナスが増えていくのは確実ですよねということを確認したいと思っているのですが。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） ただいまのご質問でございますが、まず、21ページの当年度未処理欠損金につきましては、議員のご理解のとおりでございます。

それに伴いまして、19ページ、こちらの部分について、建物の資産価値が減価償却額では処理し切れないんじゃないかなという捉え方でよろしいんですね。

○2番（渋井由放） いや、さらに新しいのを建てれば、その償却も増えるわけだから、この16億2,000万円にその償却分は必ず乗ってくるよねと、これを見ると、40億で建てたとすれば、40億円ここへ乗ってくるよね、最終的には。

○病院総務課長（岡誠） はい。

○2番（渋井由放）　　これは赤字だよね。そうすると、これは町と市が最終的には負担するようになるのかな。

○病院総務課長（岡誠）　　途中までの経過につきましては、議員のご理解のとおりでございまして、最終的に市町が負担する形か、ということでございますが、起債のほうが対象になってきますので、そちらのほうで幾分かは対象となってくる形になっていきますが、結局、最終的に病院負担も2分の1ありますけれども、最終的には市町にも4分の1の負担はお願いする形でございます。

○議長（鈴木繁）　　渋井由放議員。

○2番（渋井由放）　　もう確実に建物を建てたって返せないんですよ。ただ、この那須烏山市から医療がなくなったら大変だから、それについて文句を言っているんじゃないんです。市町の負担は将来どうなるんだと、人が減ってたりなんかして、どんどん減ってきて、患者さんが少なくなっちゃったらどうするんだとか、そういうのをしっかりと我々に示してもらわないと、なぜこれだけ騒ぐかというと、那須烏山市は80%出すんでしょう。80%出す。だから、那珂川町の負担が少ないと言っているわけじゃないんですけれども、我々とすれば、それが確実に、これぐらいの建物になって、その建物分は必ずここへ乗ってきて、うちのほうは何十年間にわたって、これだけ負担はするよ、それは行政サービスだからいいけど、出した分だけほかの行政サービスはよくならないよというのを理解して、この建設に向けて進まなくちゃならないと、そういうところを人口のグラフでは、多分、10年後になってみると、那須烏山市は2万人、那珂川町は幾らになるか、ざっと分かりませんけれども、これもぐっと減ってくる。多分3,000人ぐらい減るんじゃないかなと思います。20年後になったら、多分、両町合わせて今の那須烏山市ぐらいの人口になってしまうんじゃないかと。もちろん医療も高度化して、死ぬに死に切れないぐらいになっちゃうかもしれません、そういうグラフや、こういう今までの累積の欠損金やら、この先をずっと予想を立てて、それで議員に見せる、古くなったから建て替えますというのは、決して反対するわけじゃないんです。ただ、将来はこういうふうになると、将来を見据えた負担、どうなの、そういうのを議員にしっかり示してもらうというか、職員の皆さんもよく分かっていないんじゃないのと言わざるを得ないと。一般質問みたいになっちゃうので、とにかくそういうのを示してもらえますか、組合長。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） もちろん示していきたいと思います。そのための基本構想であり、基本計画であり、皆さんに対する協議をさせていただいて、病院運営委員会もありますので、そういうところを報告していきたいと思っております。

今回はこういう方針でつくりたいということを、まず出させていただいて、それによって計画的に進めていくための前段階でありますので、皆様の意見を十分に聞いていきたいと思います。

また、渋井議員おっしゃるように、確かに人口も減りました。医療機関も減ってきます。そうなると、確実に那須南病院の大きさは必要になってきますので、そのためにも、一番知っているのは渋井議員だと思います、今後とも、この経済的なものとかの指摘をいただきまして、進んでいくように努力していきますので、ご理解のほどお願ひいたします。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） この貸借対照表を見る限り、建物の償却ができないというのはもうはっきり分かっているわけですから、そういうところから、今回の基本設計云々なんかやらなくたってすぐできるわけです。簡単に。何ならつくってあげてもいいんですが、仕事を奪っちゃうとあれなんで。早急にこれをやって、早急に、議員が、みんなが、なるほど納得だというような総意をつくってもらうということをお願いしたいと思いますが、組合長、いかがですか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 早急といいましても、行政機関ですので、時間をいただきながら、考えて検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○2番（渋井由放） 3回目はいいかな。

○議長（鈴木繁） もう3回目なので。

○2番（渋井由放） はい。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 議案第8号の病院関係なんですが、2ページの債務負担行為といふところで、5条、那須南病院施設整備基本構想策定業務、令和5年度から6年度までといふことで、1,100万円というのが載っておりますけれども、それは予算の中ではどこに具体的に書かれているような内容になっているんでしょうか。一通り見たんだけど、分からんんですよ。その具体的な、歳出のほうはどこに載っているのか、それをお願いしたいなと思います。

4ページ、12条で、重要な資産の取得というところで、一般撮影用X線装置、一式、マンモグラフィー画像観察装置、一式、多項目自動血球分析装置、内視鏡システムとあります。が、購入目的、もちろん必要になって購入するんだというのは分かるのですが、具体的にはどのような活用を目指して購入するのか、説明をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） まず、債務負担行為にございます金額の掲載ですが、35ページ、34ページから委託料が続いていまして、最後から3番目、施設整備基本構想策定支援業務委託料、こちらは令和5年度に実施する分でございます。

○10番（平塚英教） これは480万円？

○病院総務課長（岡誠） はい。債務負担行為は5か年計画なものですから、残りの620万円につきましては、令和6年度に要求することになります。

続きまして、4ページの重要な資産の取得についてでございますが、詳細説明の中で申し上げたところでございますが、まず、一般撮影用X線装置につきましては、従来からのレントゲンの装置でございます。マンモグラフィ画像観察装置につきましては、乳房の検査に用いるものでございます。

○10番（平塚英教） それは分かっているんだけど、今までこれはなかったんですか。

○病院総務課長（岡誠） いや、ございます。更新でございます。多項目自動血球分析装置につきましては、血液疾患の指標となる赤血球等の大きさや数の分析等に使用するものでございます。内視鏡システムにつきましては、内視鏡のカメラに接続する本体機器でございまして、病変の発見・診断・治療の早期発見等で検査効率の向上につながるものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） そういうことで、35ページにあるということですね。

さきの病院運営委員会、並びにその後開かれた広域議会の全員協議会、そこで病院の今後の在り方について説明を受けたんですが、執行部側の検討委員会のほうでは、今の病院の敷地内に建て替えると、それで、今、駐車場を造るというような話だったのですが、これから一般質問をするので、ここで細かなことをやってもあれなんですが、問題は、この債務負担行為によって、那須南病院施設整備基本構想策定業務というのは、いわゆる執行部側が決めた、今の病院の敷地内で建て替えるということを進めるという、それ一本で進めるというようなことで、この基本構想を策定するんだというような理解でよろしいですか。そのところを知りたい。

○議長（鈴木繁） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） 平塚議員からのご質問にお答えします。

まず、来年度でございますが、今回、令和4年度に施設整備検討委員会と、それから、病院運営委員会、全員協議会で説明させていただきました3案の中からという中で、私ども決定したものは、現地建て替えということでございます。

来年度の基本構想のところで、今、ご質問があった現地建て替えの一本で進めるということではなくて、あくまでも施設整備検討委員会の中の方向性としては、優位性が高いところでは現地建て替えということで決定いたしました。

来年度でございますが、基本構想の委員会を来年度10月以降に予定しておりますが、今後そのプロポーザルを実施して、業務委託費、基本構想の業務委託をするわけでございますが、新病院の基本構想の中で、項目の中に施設整備の手法の精査というものを盛り込んでおります。予定でございますが、手法の精査というところで方向性というような考え方という

のも盛り込まれておりますので、あくまでも、今回その一本を決めて、それで進めていくということではございませんということを説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） そうしますと、今年と来年にかけて、基本構想策定支援業務といふので委託をする、調査とか、様々な業務があると思うのですが、もうこれ一本で決まりだから、これを具体的にどう進めるんだということではなくて、3案ありましたよね、ほかのものも含めて、何が優位なのか、優位じゃないのか、再度、細かに精査すると、検討するというような理解でよろしいですか。そのところ、もう一回。

○議長（鈴木繁） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） そのとおりでございます。

○10番（平塚英教） はい。分かりました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 私、1点だけ質問させてください。一般会計予算の19ページの一番上の消防署非常用自家発電設備改修工事ですけれども、改修ということなんですが、更新になるのか、どれぐらい改修するのかということがまず一つと、庁舎の屋根に太陽光が乗っていると思うんですけれども、そちらの太陽光というのは、発電された電気というものはどういうふうに現在使っていらっしゃるのかというところを教えてください。

あと、自家発電設備の耐用年数も分かれば教えてください。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） 荒井議員の質問にお答えさせていただきます。

自家発電設備に関しては、既存のものです。現状3時間の稼動時間を72時間以上に改修

するものとなってございます。

2番目の質問の太陽光発電ですが、太陽光発電については、日中発電したものは、府内で使えます。蓄電はありません。余分な電力は、東電の電柱に流すようになっています。

耐用年数は確認しておりません。

○議長（鈴木繁） 荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 今、17年とかというお声が議員のほうから、償却云々と聞こえたんですけども、それはいいんですが、実際、今、3時間を72時間延ばすということで、動力を何に使われているのかというところを、まず、お伺いしたい。

それと、現在、脱炭素とか、そういったものの中で、また、時世、時局的な流れとして電気代の高騰もありますよね。それで、庁舎を上から見ると、結構まだ空いているスペースがあつたりとか、調整池の上に架台をかけて太陽光を乗っけてもいいのかなと思ったりするんですね。

また、それによって蓄電池とか、そういったものを併せて、化石燃料とか、そういったものを使わずに改修できるようなことはお考えになられたのかなというところを教えてください。

あと、72時間の中でどれぐらいの発電量があるのか、もう府内の電気を本当にフルに使っても、72時間使えるものかというところを教えてください。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） まず、最初の動力についてですけれども、軽油を使用したディーゼル発電機になります。タンク容量が28リットルということで、改修に関しては別置きタンクを想定しています。

太陽光発電に関しては、検討はしておりません。庁舎の建設時の太陽光発電で今のところ十分だろうということで、今後の社会状況に応じて検討していきたいと思っております。

蓄電池に関しても、かなりコストの高いものですので、それも併せて検討していきたいと思います。

電力でございますが、30キロVAです。フルには使えませんので、夜間であると非常灯と、スイッチが2系統あります。半分はつけられるような形になっております。消防署であると、指令、無線というところが非常に重要になるので、そのところには重点的に動力を

回すようになっております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ありがとうございます。軽油28リットルということで、私も思ったより使わないのかなというところで、軽油さえあればまた稼働時間を延ばせるということですね、28リットルで72時間。

○消防本部総務課長（加藤勇） いえ、28リットルで3時間です。

○4番（荒井浩二） あ、それをタンク容量を増やされるという、そういう解釈なんですね。

○消防本部総務課長（加藤勇） はい。

○4番（荒井浩二） 理解しました。ただ、先ほども申し上げたんですけれども、やっぱり、時代の情勢に合わせて、化石燃料だったりとか、そういったところに対する考え方方が変わってきているので、そういったことも含めて、今後、病院とか、そういうところも全部そうだと思うんですけども、検討していっていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木繁） 答弁はよろしいですか。

○4番（荒井浩二） はい。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 議案第6号、一般会計予算の中から何点か申し上げます。

まず、15ページの委託料なんですが、この中に1億2,000万円ほどの計上をしてあります、そのうち、布団の処理委託が1,531万9,000円が含まれているはずです。

私、今まで何回かこのことで申し上げているんですが、委託処理よりも直営で処理できな
いかと、そのような思いから申し上げているわけなんですが、実際、年間の布団の枚数とい
うのはどのぐらい衛生センターで処分しているのか。それと、裁断機を今度購入した場合、
裁断機の数というのはどのぐらいなのか。それと、裁断に要する年間人件費というのはどの
ぐらいなのか。この辺のところを計算して、果たして、委託か直営かというのが判断できる
んじやないかと思いまして、お伺いいたします。

次に、17ページですが、衛生センターの用地測量調査費、これは、この部分が令和4年
度予算でも4,709万1,000円計上していながら、着手できなかったわけであります。
今後の、今年は着手できる見込みがあるのでしょうか。予算というのは、私、執行できるで
あろうかとするような、希望的観測から計上するものではないと、私、このような思いから、
質問するものであります。

次の19ページの消防費のほうは、了解をいたしました。

次に、20ページのやっぱり消防費の中で、備品購入で573万7,000円を計上して
います。これは具体的に何を購入するのか、お伺いをしたいと思います。

それと、これは事前に通告してなかつたんですが、一般会計のほうで2点ほど質問をした
いと思います。

毎年なんですが、設計委託料、今回も請負費のほうで、斎場費の中で800万円、し尿処
理で3,200万円、ごみ処理で1億1,100万円、消防費で990万円、合わせますと1
億4,100万円ほど今年は入札にかけるわけです。そのうち、消防費のほうは設計委託料
が載っているわけなんですが、斎場とか、し尿、ごみ処理については設計委託料が計上され
てないんですが、これは担当職員が、入札に付する設計図書、これは適正価格で設計できる
んでしょうか。ちょっとそこ疑問に思ってるんですよ。これ、前にも質問しましたが、どう
も私は理解できないところがあるものですから、今回また再度質問をいたします。

それと、もう一つ、燃料費高騰の件なんです。組合長の予算提案の際にも触れておりま
したが、一般会計予算の中で、令和4年度と令和5年度を比較した場合、燃料費等がどのぐら
い引き上がっているんでしょうか。もし、この計算ができていましたら、お伺いをしたいと
思います。

次に、議案第8号の病院会計から申し上げたいと思います。28ページの医業収益です。
これは、私、令和3年度の決算を見ますと、23億1,100万円ほどですね。令和4年度
の予算では、26億4,400万円。令和5年度の予算、今回は27億3,000万円という、
どんどん、どんどん引き上げられているわけなんです。それで、令和3年度の決算と令和5
年度の予算を比較しますと、4億1,900万円ほどの増額になるわけです。この増額の理

由についてお伺いをしたいと思います。

次に、4ページに、医療機器の備品費、この真ん中にある9,900万円ほどありますて、先ほど同僚議員からの質問で、この内容については分かりましたが、再度お伺いしたいことは、今、病院運営上、さらに揃えたいとするような医療機器というのはあるんでしょうか。もう十分今ので間に合っているのかどうか、これについてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） ただいま、中山議員からのご質問の5番目になります。燃料費、どれぐらい上がっているかということでございます。こちら、単純に計算、計算というか、積算はさせていただいておりますけれども、これは、令和4年度中の補正で若干説明させていただいたんですが、令和4年1月から今まで、株式会社シナジアパワーというところと契約をさせていただいて、当該社が途中で破産してしまいました、令和4年1月から施設ごとに契約業者の変更を行ってございます。

その中で、まず、うちのほうで6施設ございまして、斎場、那須烏山消防署、那珂川消防署の3か所につきましては、東京ガス株式会社と締結しております。あと残りの、し尿処理施設、ごみ処理施設、那須南病院の3か所につきましては、東京電力パワーグリッド株式会社、これはTEPCOというところでございますけれども、そちらのほうの最終契約を結んでいるところです。

これも一応、当該シナジアパワーが破産になったことに伴って、6施設ごとに、それぞれ有益な電気業者を選定いたしましたところ、今言ったところに落ち着いたわけでございますが、議員のご質問のどれぐらいの差があるかというのを申し上げますと、これは単純に、令和4年度の当初と令和5年度の当初で比べますと、まず、斎場でございますが、これは予算額からの対比で申し上げるんですが、対前年比、南那須地区斎場では90%増、約2倍近く。し尿処理施設につきましては146%の増、2.5倍。ごみ処理施設につきましては増減が155%の増、倍率としては2.55倍。あと、那須烏山消防署につきましては、130%の増で約2.3倍。あと、那珂川消防署につきましては127%の増ですので、2.27倍。那須南病院につきましては123.8%の増ということで、2.23倍というようなのが、当初の予算の対比では以上になっております。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 私のほうから、設計委託料に関する件についてお答えをさせていただきます。

斎場、し尿施設、ごみ処理施設の工事費に関する設計でありますけども、いずれの施設の工事につきましても、特殊といいますか、一般の建設工事の分類になかなか当てはまらないような特殊な工事でありますので、設計業者に頼んで設計をしてもらうというよりは、業者より見積りを取り寄せまして、その内容を精査して、担当職員のほうで設計のほうを見積もっているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） では、中山議員の質問に、保健衛生センター分、施設整備室分についてお答えさせていただきます。

今、総務課長のほうからありましたように、設計の委託料については、全体では、全国都市清掃会議のほうへ支援業務を委託しております。その中で、設計書とともに中身を見ていただくような対応になっております。

続きまして、委託料の中の布団の処理ということですが、こちらは中山議員のほうから以前から、言われている部分でありますと、当施設でも裁断機の導入について検討した経緯がございます。そうしますと、設置するスペースとしまして、プラットホームが適当な場所にはなるんですが、そこに設置してしまうと、一般的いわゆる可燃ごみの受入れ等に支障が出るということ、あとまた、当施設が流動床式ということで破碎機が途中にあるわけなんですが、その中に裁断をしたとしても、衣類が絡まってしまうようなことが想定されるので、今は外注ということで外部に委託しているような、そんな状況になっております。

裁断機の費用については、以前見積りを徴収した経過がございます。ただ、人件費とかの計算とかはできておりませんので、必要であればそちらの計算をすることは可能です。

続きまして、測量業務のほうですね。令和5年度におきましても、測量業務に着手できるよう、志鳥地区の住民の方とは、説明会や話し合いができる場が持てるよう、粘り強く交渉していきたいと考えております。予算の計上は、廃棄物処理施設の建設事業に係る計画に沿って計上しているものであることをご理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） それでは、中山議員の消防費の中の消防備品の内訳について説明させていただきます。

例年、更新計画により購入しております、空気ボンベ、消防用ホース、また、ウエットスーツ、そのほかですが、火災現場用熱画像監視装置、自動式心臓マッサージ器、災害現場用簡易トイレ、高所作業用墜落制止器具、これはフルハーネスと言われるものでけれども、そのようなものの更新を予定しております。その中でも値段が高いものは、自動式心臓マッサージ器ですが、こちらは那珂川消防署のほうに配備が無いので、今年度、那須烏山消防署のほうに、救急車更新の際に搭載した器具ですので、那珂川のほうも有用に使っていただきたいと計画しているものでございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） 医業収益増の理由についてでございます。議員がおっしゃるところ、令和3年度、23億1,144万2,000円につきましては決算額でありまして、予算額につきましては、25億9,762万6,000円となり、予算ベースとしましては、1億3,323万5,000円の増となっておりました。

ご質問の増の理由でございますが、決算額と比較しますと、まず、支出についてご説明させていただきたいんですが、給与費が、人事院勧告、定期昇給、諸手当の増加、会計年度職員の制度改革により、共済費短期に加入することになったことによりまして、1億4,419万1,000の増。材料費が、新型コロナウイルス感染症入院患者の服用する薬品等が増えたことによりまして、4,845万5,000円の増。経費が、1億2,798万1,000円増えておりまして、要因としましては、物価高騰により消耗品の増、原油価格高騰により光熱水費と燃料費の増、館内照明のLED化により電気代の削減を図るため、LED照明器具借上料を計上しております。キャッシュレス決済導入に伴う手数料を計上しております、諸業務委託が人件費の増額による増等となっており、病院事業費用全体の支出としましては、3億2,906万4,000円増となっております。

次に、収入についてでございますが、まず、令和3年度決算において、2項医業外収益にて、新型コロナに係る補助金として、1億6,470万7,000円が計上されておりますが、

新型コロナに係る補助金は、実績に基づく後づけの補助金でありまして、補助金自体の有無も当初は分からず、予算に計上することができない状況でございます。そうしますと、支出の増の予算に合わせた収入を見込むためには、1項医業収益において、入院収益、外来収益等の増を見込むか、総務省で示します繰出基準を超えて、市・町にご負担をお願いすることになってしまいます。

したがいまして、繰出基準の範囲内で予算を組むことを前提に、新型コロナウイルスがある程度落ち着き、入院、外来患者の増加も見込ること、反面、新型コロナワクチン予防接種やPCR検査は来年度においては、ある程度継続されるものと見込みまして、令和3年度決算額と比較しまして、医業収益を4億1,941万9,000円増の27億3,086万1,000円としまして、医業外収益、特別利益を含めた病院事業収益としまして、3億3,945万7,000円の増の31億6,500万円としたところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 4ページの器械備品の件についてでございます。病院におきましては、高額な医療機器に関しましては、向こう10年ほどの中期計画を立てて、順次バランスよく更新していくような計画を立てています。そういう中で、単年度の予算に関しましては、高額なものを入れましたけれども、少額な医療機器に関しましては、多数毎年計上させていただいて、その中では、少額ですが、新しい機能を持った医療機器等を導入しています。ですので、この会計に要求させていただきました予算以上に、新しく新規購入するものはございません。

○議長（鈴木繁） 中山五男議員。

○5番（中山五男） 一般会計の関係なんですが、これ、衛生センターの所長さんね、私、何回も布団、直営でできないかということで質問をしているんです。だから、布団の枚数、それと裁断機を購入した場合の価格、年間の人件費、それともう一つ、これを処理をするための建物を建てなくちゃならないような話なのか、仮にそれを建てた場合、幾らかかるのか、次の議会まで結構ですから、計算してくれませんか。これをお願いをしたいと思います。

消防費のほうは分かりました。

それと、燃料費ですね。それぞれの施設ごとの、どのぐらい引き上がったかというような

ことではあったんですが、具体的に令和4年度の当初予算、令和5年度の当初予算を比較するというと、燃料費高騰によりどのくらい予算そのものが増額になったか、この辺のところ、もし計算ができましたら、概算で結構ですから、お伺いをしたいと思います。そんなところでしたね。

それともう一つ、病院の敷地というのは、これは皆さんご承知のとおり、那須烏山市側から無償で借り受けているわけなんですが、平成32年度（令和2年度）でその契約期間が切れてるわけなんです。今まで10年ごとに契約を更新しているんですが、次の契約は完全に移行されているのかどうか、それについてお伺いします。

以上です。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） 先ほどはすみません、伸び率ばかりを中心にご説明させていただきましたけれども、額面を令和4年と令和5年、6施設合わせまして、1億5,600万円です。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 先ほど、中山議員の質問に答弁が漏れしておりましたので、お答えさせていただきます。

布団の枚数なんですが、こちらについては、正直、把握できておりません。衣類とか布団ということで、キロ当たりで受けていますので、枚数を数えて受けているわけではございませんので、こちらについては把握できません。

以上です。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） ご質問ありました病院の敷地の契約の件でございますが、継続のほうでお願いしまして、10年で更新しております。（「了解しました」の声あり）

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

1番、川上要一議員。

○1番（川上要一） 時間も押しているので、簡単に2つだけお聞きします。

衛生センター、大変な事業であります。先ほど、センター所長からお話をありがとうございましたが、地元住民合意の上で測量に入るというふうなことでございました。我々、先進地の視察をしてきたんですが、その中には、し尿処理単独でやっている所、そういう所に行ったからあれなんですが、本当に安価な、こうやってできんのかというようなあれで、本当に今の環境から見てもあれですね、車だ、機械だ、綺麗になって、これならば地元の住民の方々にも受け入れられるのかなという感じで見させていただきました。そこはあくまで、公共下水道に放流という形でやっておりましたので、建設コストも大分圧縮されて、うちで考えている程度に圧縮されておりました。

こういうことも踏まえまして、議会もこういう話があったよというものと、委員会のほうですね、専門の方、学識経験者の方々が、委員会の会議だと思うんで、再度、検討会なりに入れていただきたいなというふうに思っております。本当に何通も何通も文書が来るんですね、関係の方々が、このままでは認めないというような感じで。本当によく考えて何回も関係自治会のあれですよね、下流のほうは神長までかな。流域のいくつかの区長さんの連名で出ております。これを突破するのは組合長大変だなって、私なりに考えておるんだけど。そういうことも考えて、単独、そしてごみ処理はまたスケールダウンできますから、理解していただけるんじゃないかなというふうに思っております。

あと一つは、先ほど来も出ておりましたが、今、燃料代が本当に高くなっています。電力もびっくりするほど上がりました。こういうことも考えて、広域で使用している建物の未使用屋上も相当あります。町のほうも率先して中学校の屋上に設置したり、いろんな形で太陽光を入れております。売電の収益はさほど、そういうふうにはならない。やはり、自然、再生可能性があるということで、子供たちにとっても勉強になるし、そういう形で提案しました。今、太陽光のほかにも、小水力発電というのを那須塩原市がやっております。揚水事業かな、ずっと何か所か水力で各集落に電気を送っております。そういうことありますから、ぜひ広域の持っている施設の屋上には太陽光を設置できたらいいんじゃないかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） まず、し尿処理のほうの、皆さん見学を行っていただき、ご視察をしていただいて、いろんなご報告をいただいております。また、今私たちのほうも協議をさせていただいている中で、大分、下水を使うということで、かなりいいのではないかという案が出ています。もう少し猶予時間をいただきまして、検討させてもらうことで結果が出るのではないかと、先ほどセンター長の熊田のほうから報告があったと思います。いろんな意味で、10年前に大体できた計画ですので、私どもとしても古いというのは分かっています。それで検討を今させていただいて、ご報告をいろんなところでさせていただいている。

昨年、説明会をさせていただいた頃にも、住民の方々からたくさんいろんなご意見をいただきましたので、それも検討させていただくいい課題になりましたので、調整させていただいて、今後の候補地とかというだけではなく、施設自体をどういうふうにするかも、考えさせていただいているところなんで、改めて、説明会を地元の方々や地域の方々にしていきたいと思っております。

また一つ、太陽光や水力発電に関しましては、これは今後、大切なことになってくると思います。このような電力の高騰ということは、1つの施設の問題ではないので、続けて大きな視野を持って、新たなものの発見をさせていただいて進めていきたいなと思っています。いろんなところでいろんなアイデア、あと新しい発見を教えていただいているので、今後とも活用させていただきたいと思いますので、新しいものがないか、川上議員のほうでもありましたら、ご提案いただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

6番、川俣義雅議員。

まず、討論に対して、本案の反対者の発言を許します。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 一般会計予算案に反対をいたします。これは、1点について反対だからです。し尿処理、それから、焼却施設の移転について、去年と同じような測量地質調査業務委託料というのが計上されています。これについて反対なんです。

なぜかというと、1つは、し尿処理についてどういう方式をするのか、検討しているということがありました。それから、施設全体についても、今、組合長から川上議員の質問に対して、施設をどうするかというのをこれから固めるというお話がありました。ですから、まだどういう方式でするか、施設を造るのかということがはっきりしない。

それから、これから造る施設というのは、今までのいろんなものをとにかく燃やせばいいと、そういうような施設を造るというのは、もうできないと私は思っているんです。すべきではない。那須烏山市のこととは、すみません、調べてないんで分かりませんけれども、那珂川町では、ごみができるだけ減らす方向で検討していくというのが、これから計画の中に入っているんです。できるだけ減らすということは、今一部で、那珂川町では生ごみの堆肥化をやっています。それから、それを全体に広げる。それから、雑紙の回収をもっと進める。それから、プラスチックについては、まだ広域でもやっていませんけれども、県内ではかなりのところで回収をやっていると。そういうことをずっと進めていけば、燃やすごみというのはほとんどなくなると、そういうことが言われています。そういう方向もきちんと検討して、そのうえで、そういう方向ではなくて、今までどおり、生ごみも、プラスチックもみんな燃やすんだというようなことで新しい焼却炉を造り、さらに、し尿処理施設もそこに造るという従来の計画で進めよう、そのための去年と同じ調査委託料ということで計上されているというふうに考えるほかありませんので、それはおかしいだろう、もっときちんとこれからの方針、地球温暖化防止対策も進めなければならない、そういうようなこともきちんと考えて、からの施設をどうするのか。

この広域議会でもきちんと論議をして、そして、そういう線でいこうということになったら初めて、測量も必要があればするという方向に進むべきだろう。これでいくと、とにかくもう、例えば志鳥地区で説明会をやって、オーケーするとは思いませんけれども、了承を得られたということで、全体の計画がきちんとならないのに測量が始まるというようなことがあってはならないということで、私は反対いたします。

以上です。

○議長（鈴木繁） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第6号につきましては、反対討論がありましたので、起立による採決をいたします。
議案第6号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鈴木繁） 起立多数と認めます。よって、議案第6号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり可決いたしました。
続きまして、議案第7号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、原案のとおり決定いたしました。
続きまして、議案第8号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案のとおり決定いたしました。

◎日程第11（発議第1号）南那須地区広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（鈴木繁） 日程第11（発議第1号）南那須地区広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本案につきましては、組合議会会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、本案につきましては、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより採決いたします。発議第1号 南那須地区広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、発議第1号 南那須地区広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は14時20分といたします。

【休憩】（午後2時07分）

【再開】（午後2時20分）

◎日程第12 一般質問

○議長（鈴木繁） 再開いたします。
日程第12 一般質問を行います。

一般質問の時間は、質問・答弁を合わせて 60 分です。残り 5 分になりましたらベルを鳴らします。また、60 分を超えた場合は制止いたしますので、ご了承願います。

では、通告に基づき、6 番、川俣義雅議員の発言を許可します。

6 番、川俣義雅議員。

[川俣義雅議員 登壇]

○6 番（川俣義雅） 6 番、川俣義雅です。保健衛生センター移転問題に関して質問をします。

保健衛生センターの移転についての説明会、4か所で昨年 11 月 26、27 日に開かれました。当初執行部は、選定委員会が候補地とした志鳥地区での説明会を開くという計画でしたが、それを変えて、旧 4 町単位で説明会を開いたのは、私は評価できると思います。移転についての組合からの説明もされました、住民の意見や疑問を広く出してもらうことが開催の趣旨だったと思います。

そこでまず、出された意見などを広域組合としてどのように活かしていくつもりなのか、伺います。お願いします。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 住民説明会で出された意見についての質問にお答えいたします。

一般廃棄物処理施設整備事業説明会につきましては、令和 4 年 11 月 26、27 日の 2 日間、4 か所の会場で開催し、90 名以上の住民に参加いただきました。鈴木議長をはじめ、組合議員のほか、市・町の議員にもご参加いただき、誠にありがとうございました。

説明会において、参加された住民の方々から、それぞれの立場での様々なご意見、ご質問、ご提案などをいただいたところあります。いただきましたご意見等を参考にし、市・町・組合のそれぞれの担当で構成する環境衛生部会と、市・町・組合のそれぞれの担当課長で構成する幹事会において、一般廃棄物処理施設整備事業の検討を深め、事業推進を図りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6 番（川俣義雅） 説明会の参加が 90 名ということを今おっしゃられましたけれど

も、旧4町4か所で1か所ずつ開かれた説明会という割には、私は、出席者が非常に少なかったのではないかと。町関係とか、そういう方もたくさんいましたので、いわゆる一般の参加者というのは、非常に少なかったのではないかと思いますが、それをどう評価しているでしょうか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） ただいまの川俣議員のご質問にお答えさせていただきます。

周知につきましては、市・町の広報配布のときに回覧を入れるなど、あとは広報のほうにも載せるなどをして、市民、町民への周知を図ってきたところであります。それらを踏まえ、参加された方が少なかったことは大変残念ではありますが、出された意見は大変貴重なものであったと考えております。組合長の答弁にもあったように、その貴重な意見を幹事会であるとか環境衛生部会で検討を今進めているところですので、ある程度報告が出次第、議会のほうや町民、市民の方にも報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） これからどういうふうにするかというのは、先ほどもお答えいただいているんですけども、私が聞いたのは、参加人数が4か所で合わせて100人もいなかつたと、それぞれ組合関係者、町の担当者、その他議員もかなりいましたということで、一般参加者というのはどれぐらいだと考えているんでしょうか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） ただいまの川俣議員のご質問にお答えさせていただきます。

当日、受付においては、氏名、地区名は記載いただいております。その方たちがどういった役職に就かれているとかというところまでは調べておりませんので、大変申し訳ありません、議員の方以外は、どういった立場で参加されているかというのは把握できていないような状況です。

以上です。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） はっきりしないということなんですかけれども、大桶にある今の施設の老朽化しているということについて、住民が理解できていると、市と町の住民は広く理解しているというふうに思いますか。どうでしょうか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） では、川俣議員のご質問にお答えさせていただきます。

その辺につきましても把握しているところではないですが、組合側としましては、基本構想であるとか、今回の説明会についても周知のほうはしておるので、それを読んだ方が、どう考えるか、読んでいらっしゃる方がいるかというところになります。この後、説明会で出された意見であるとか提案などはまとめまして、組合のホームページ上には掲載していく予定でありますので、そちらを市民、町民の方に読んでいただけるよう、またさらに広報をしていきたいなと考えております。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） あまり理解していないのではないかというふうに私は思うんですけど、移転しなければならないという理由も、住民はあまり理解していないのではないかと思われますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 川俣議員のご質問にお答えさせていただきます。

この間の説明会も、なぜ移転しなきやいけないかというところをまず冒頭に説明させていただいているかと思うんですが、その辺の趣旨も今度の説明会の内容を広報する際にはお知らせしていきたいかと考えておりますので、その辺の取組でご理解いただければと思います。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 結局、説明会の参加者が少なかったということは、住民にとってはほとんど事情をきちんと知らない、当事者としては、広域組合も、それから町も市も、知らせているというつもりではあると思います。そうだと思ひますけれども、実際には、ほとんどの方は詳しいことを知らないということが原因と考えられるんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） では、ただいまの川俣議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、関心のないというような方もたくさんいるかと思います。ただ、中には関心を持って当日積極的に質問されたり、積極的にご自身のご意見を発言された方もいますので、温度差がある、それはやむを得ないことかなと考えております。

なので、うちのほうとしましては、見る見ないにかかわらず、発信すべき情報は発信し、ご理解していただきたい点は、そういった広報を使って皆さんにお知らせしていくしか方法がないかと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 今ままでは、ほとんどの町民の方が関心を持ってないというままでは、例えば、市役所とか、町役場とかの移転などに比べてよく分からないと、そういうまま、もちろん候補地にされた方については非常に関心を持たれていますけれども、その温度差が大きいま、計画、建設が進んでしまうことにならないか非常に危惧するんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 川俣議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員が心配されるように、例えば、周知不足であったり、認識不足だったりというところがもあるのであれば、こちらのほうとしましては、地元から来てくださいということであれば説明に赴く覚悟でありますので、地域でそういったこと、分からないうことがあれば、説明会を開催してほしいというような要望等をいただいて、開催することも可能と考えます。そういう形でこれから取り組んでいくような方向ではいかがでしょうか。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） やり過ぎることはないというぐらいに、きちんと何回も何回も知らせていかないと、なかなか徹底できないというふうに思います。今の段階で志鳥地区に候補を絞ったということについても、ほとんどの人は知らないんですよ。そのときは見たかもしれないけど、すぐに意識の中からは消えてしまうことがあると思いますので、これは、ぜひともきちんと知らせてもらいたいと思います。

それで、質問については、ホームページで流すというようなことを先ほどお答えになってもらいましたけれども、ぜひ、ホームページで見ないような人にも、文字できちんと流してもらいたい。もちろん、候補地として選定された志鳥地区の人たちには、丁寧に今までの経過も含めて知らせてもらいたいというふうに思います。

それで、2番目にいきます。計画してきた志鳥地区への移転計画は、当初、そこに候補地を決めて、そこで説明会を開くという方向で進んできたのを、4か所で説明会を開くというふうに、ある意味で方向転換したんだと思いますけれども、先ほどの予算審議の中でもちょっと感じたことは、志鳥地区への建設計画は、諦めるというか、断念していないと、白紙に戻ったわけではないというふうに考えているのか、それとも、白紙に戻すという考え方なのか、改めて考えるということなのかどうなのか、いかがでしょうか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 保健衛生センターの志鳥地区への移転についての質問にお答えいたします。

志鳥地区につきましては、平成30年度に開催されました一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会において、最適候補地として選定されたものであります。当該選定委員会の結果を尊重し、建設候補地の検討を進めるべきであると考えておりますので、現時点では、議員ご質問の白紙に戻すという考えはございません。

選定委員会の選定結果や検討内容等について、志鳥地区の住民の皆様に丁寧な説明はいまだできておりませんので、引き続き、説明会開催に向けた調整を行っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 志鳥地区の方々の疑問に答えるよう、丁寧に対処していくというお話だったと思いますけれども、志鳥地区の方々は、なぜ志鳥地区に決めたのか、その根拠を明らかにしてほしいなど、たくさんの項目にわたって、組合に文書回答するように願い出ていると思いますけれども、それに対してどう対処しているんでしょうか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 川俣議員のご質問にお答えさせていただきます。

その件に関しましては、当方としては、説明会を開催していただき、その場で回答を差し上げるという流れで、質問やり取りはしてございますが、地元の方は文書でいただきたいというようなところですので、思いの違いといいますか。現段階で、ご存じのように、新聞とかに載せられているような質問も出されております。今、内部で検討しておりますので、それについては、今後、内部でよく検討し、対応していきたいなと考えております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 今まで検討してきた内容そのものを聞きたいということであれば、それに文書で答えるのは何も難しいことではないと思うんですが、なぜそれをやらないんでしょうか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） ただいまの質問ですが、内部のほうで検討した際に、文書で出すべきか出さないほうがいいかというような議論があります

ので、その中で今、まだ検討中ということあります。出したほうがいいという方もいれば、出さないほうがいいという方もいるということです。

○議長（鈴木繁）　　川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅）　　文書回答をということで、志鳥地区の方々が願っている。それに対して、今お答えになったように、検討中と、文書で回答するかどうかも含めて検討中で、いつ頃に文書で出すかどうか結論を出すとかという、そういうことがあれば、ある程度安心するんだと思うんですけども、さっぱり回答がないというだけでは、回答する気があるのかどうなのか。自分たちの思いに対して、きっちと誠実に回答しようという気があるのか。それがないということになれば、最終的に住民の方々が反対しても、強行突破するのではないか。そういうふうにつながる、私はつながると思うんです。そういう思いでいる住民の方々に対して、誠実な態度を取るべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木繁）　　事務局長。

○事務局長兼管理課長（小口正一）　　ただいまの川俣議員のご質問に対してもお答えいたします。

先日、公開質問状を收受したわけでございますけれども、その中で、団体のほうから、できれば、年度末内にというご要望がございました。それに対して、今、施設整備室長のほうでも回答がありましたとおり、内容を詰めているところでございます。誠心誠意を示すためにも、早く行動に移せるよう考えたいと思ってございますので、できるだけ善処させていただきたいなというふうに思ってございます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁）　　川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅）　　年度末という回答の要求に対して、今詰めているというお話がありましたけれども、詰めているというのは、回答することと受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（鈴木繁）　　事務局長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） 先ほど、施設整備室長がお答えしましたとおり、回答の可否含めてということでございます。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 回答するかどうかも含めてということになると、なかなかどうなるかなという心配をするんですけれども。

それで、ちょっと角度を変えます。先ほど、来年度の一般会計予算が可決されたわけですけれども、そこに、昨年度と同じ金額で志鳥地区の用地測量委託費が計上されていますけれども、昨年、地域の方々から見直しの請願が出されて、それをこの議会では圧倒的多数で採択したと。その際に、去年の予算で測量委託費が計上されているけれども、これは、住民の方々の納得がなければ執行しないんだということが言われましたけれども、今年度についても同じことでしょうか。いかがでしょう。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 議員のおっしゃるとおり、昨年と同様、うちのほうも、地元の理解なくしては、事業は進むことができないと考えておりますので、地元の方と粘り強く交渉し、できるようになれば実施、反対というようなご意見であれば、無理にやるということではございませんので、そこはご理解いただければと思っております。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 地元の方々の理解なくしては執行しないということで、これはちょっと蛇足みたいになりますけれども、沖縄の普天間基地の名護市辺野古への移転問題。あれは、住民の方々に理解を求めますということで、でも、地元の方々の辺野古への移転、辺野古基地建設については、日本政府は全く認めないと。この衛生センターの施設については、そうではなくて、地元の方々の理解がなければ執行しないということで、明言されましたので、それはぜひ、どんなことがあっても守っていただきたいと思います。

3点目に、し尿処理について伺いたいと思います。何かやっぱり、ちょっとごめんなさい、

一般質問を後からやると、予算審議の中とごちゃごちゃになってなかなかやりにくいということは、理解していただきたいと思うんですけれども。

し尿処理については、従来の計画では、志鳥の山の上に処理施設を造って、処理水を岩川に放流するということでしたけれども、しかしながら、今、直接に処理水を川に流すということではなくて、処理水は下水道に流すと、下水処理施設と一緒に再処理して、それから、川や海に流すという、そういう方式を取っているところが増えてきて、私たち議員も昨年の秋に2つの施設を見学させてもらいました。そういう方向に進むかどうか今検討中というお話が、先ほどの予算審議の中でお話しになりました。

ということで、この間の秋の2つの施設の見学をして、私たちは事務局の方々にお世話をいただいたわけですけれども、事務局のほうからも、執行部に報告がされたと思うんですが、下水道に流すという方法について、そういう方式についてどんなふうに感じいらっしゃるでしょうか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） し尿処理の下水道放流方式についての質問にお答えいたします。

し尿処理施設の整備につきましては、今年度から令和5年度にかけて、業務委託により基本計画の策定を進めており、受託業者の業務の中には、下水道放流方式の適否の検討が含まれています。

また、新たに、し尿処理施設整備基本計画検討委員会を組織して、受託業者を交え、下水道放流方式導入の可能性についての検討を行っているところでありますので、ご理解のほどお願いいたします。

かなりいい案だということは、皆さんも現地を見ていただいて分かっていると思います。私たちもそのような報告も受けていますし、いろんな全国の好例もいただいておりますので、かなり検討していくのではないかなと思っております。ただ、今までの10年間の計画の中を大がかりに変更することですので、きちんとした導入方針をつくりさせていただいて、皆さんにもご理解いただけるように進めるために、お時間をいただいているところでありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） ちょっと確認させると、下水処理については、下水道放

流方式をかなり前向きに検討しているということでよろしいでしょうか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 川俣議員のご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、議員のほうから、公共下水道を利用してし尿処理をしてみてはどうかと提案を受け、そういうことも重要であるということで、し尿処理施設の整備基本計画の中で検討していくことになっておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） そうすると、し尿をし尿処理した後、下水道に流すということになると、し尿を処理する施設そのものを、例えば志鳥の山の上に造るということは、全く合理的でなくなると考えますが、それでいいですか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） それでは、川俣議員のご質問にお答えさせていただきます。

施設整備の検討委員会の中で、本組合において、下水道放流方式がいいというような結果が出ましたらば、内部でこの部分、併設になるのか、分離で市・町の公共下水道を使うのかというのを決定していく流れになっていくかと思います。あくまでも、検討委員会は、検討委員会としての意見になってきますので、それが本組合の意見というわけではありませんので、内部でそこがいいかどうかという検討はすることに、最終的にはなると思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 下水道放流方式という、そういうことで決定するとなると、志鳥の山の上に、し尿処理施設を建設するということはあり得ないんですねということです。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 大変申し訳ありません。

検討委員会の結果を踏まえ、組合内部で下水道放流方式ということで決定することになりましたらば、志鳥のほうに予定しておる候補地の中に、し尿処理施設は建設されないことがあります。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 今度はごみの焼却に関してです。

燃やすごみとして出されたごみ袋のごみ質分析、これを組合が公表しています。昨年の9月議会でも、広域が公表している資料、令和3年度のものを使わせてもらいました。ごみ袋の中で一番多かったのが紙類、これが40%を超えていました。その中に、雑紙として資源になるものがかなり含まれています。那珂川町では、それまで雑紙は、ひもで縛って出すという表示だったものを、これも昨年の9月かな、紙袋に入れて出せばいいという案内を広報で出してもらいました。かなり、かなりというか相当出しやすくなりました。雑紙を縛るというのは、質も、形も、大きさも、本当に違うものを一緒にたにするというのは大変でした。私やってみたんですが、それで、紙袋ということで、これはもう入れればいいんですから、もう簡単です。

そういうふうに出せるということになったんですが、しかし、ごみステーションを見ても、雑誌とか、本はありますけれども、ひもで縛った雑紙とか、紙袋に入れられた雑紙というのを、残念ながらほとんど見ません。私は、資源にできるものを燃やしてしまうのは、二酸化炭素を減らすのみならず、もったいないとも思います。広域組合としてはどうですか。雑紙の資源回収、どのように進めたらいいとお考えでしょうか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 雜紙の回収についての質問にお答えいたします。

令和4年9月の組合議会定例会において、平塚議員からの一般質問にもお答えいたしましたが、雑紙など資源物の収集を実施しています那須烏山市、那珂川町におきまして、ゴミの分け方、出し方などについて、住民向けの冊子やリーフレット等が作成、配布されており

ますので、引き続き、住民に対して周知を図っていただくほか、組合におきましても、組合発行の広報誌等を通じて周知が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

確かに、周知が難しくて、分かっていただくというのは、小まめに市・町の職員等が何かのときに広報するというよりは、アピールをしていかないと駄目だと思っています。例えば、ふれあいの里やいきいきサロンとか、老人の集まっているところとか、広報のときに、出張して、指導していくことをしていかないと難しいのかもしれません。

今後、プラスチックとともに、そういうのも全部同じようなことだと思いますので、もう少し周知徹底をするのではなく、広報をさせていただくように努めてまいりますので、いつも川俣議員にはそれを指導していただけると思いますので、皆さんのお恵みを借りながら、そして、地域住民の集まりがあるようなときに、広報がてら、やり方を教えるというのも一つの手だと思いますので、ぜひとも進めていきたいと思いますので、何かありましたら、ご周知をこちらにしていただければ、伺うようにシステムをしていきたいと思いますので、町と市にもそれを進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木繁）　　川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅）　　そうなんですね。広報で知らせるだけではほとんど変化がないというのが事実だと思います。だから、今、組合長がおっしゃったように、いろんな例えば町でやるお祭りですとか、そういうところに町の職員が積極的に出て、こういうふうに回収をすれば、これは資源になるんですよと、燃やすのはもったいない、二酸化炭素もそれだけ出しまいますから、そういうことでアピールしてもらう。

それから、雑紙だけじゃないんですけれども、ほかのごみに関しても、やっぱりここで徹底的に町と市が、ごみをなくしていくんだという方向で、画期的に動くべきときではないかというふうに思うんです。衛生センターの移転問題、やっぱりこれ関係しますから。どれだけ町と市ができるのか。こうした上での衛生センターということをやっぱり考えていく必要があるんだと思うんです。だから、少しずつ改善していく、結果はそうなってしまうかもしれないけど、町の姿勢としては、もう画期的に、抜本的に変えていくんだという姿勢を私は持ってもらいたい。

ですから、例えばこれは一つの案だから別にいいんですけど、町や市が広報を出していますよね。その広報を例えばごみ特集にするとか、極端な話ですけど、そんなふうにして、あるいは各集落での集まりで、町政懇談会とかありますけれども、そういうところで必ずその問題を最初に徹底するとか、あるいは那珂川町の場合は区長会議があるんです。その区長会

議でやっぱり徹底するとか、もう本当にありとあらゆるところでやっていかないと、やっぱり、やっていきたいという人と、いや、今まで何でも燃やしてくれるから入れちゃえばいいんだという意識でいる、そのギャップがもの凄く広がっているというふうに私は思うんです。

だから、環境問題というのは、やはり、町を挙げて、市を挙げて、それぞれの住民が積極的になっていかないとできないし、そうやって積極的にやっていったところで、自分たちの町、あるいは市を誇りに思うようになったという例が全国にあるわけです。だから、面倒くさいなとは思うけれども、でも、これはやっぱりやっていかなきやならない問題なので、ぜひ進めていただきたい。具体的にどんなことができるかというのを検討していただきたいというふうに思います。

燃やすごみの中で、厨芥類、いわゆる生ごみですけれども、全体量の約14%。那珂川町では、ごみ袋というのを個人個人が買うようになっていますけれども、そのごみ袋にはこんなふうに書かれているんです。生ごみは水を切って入れてください。水分を切って入れてくださいと書いてあります。つまり、生ごみは袋に入れてくださいと書いてあるんです。そういう袋を使っているんです。そう使っていながら、全体の20%である町場では、生ごみの回収をやっております。それぞれの家庭に小さいバケツを配って、それを持って、週に2回ですけれども、ごみステーションのところにある大きなバケツに空けるという、そういう方式をやっているんです。だから、書いてあることとやっていることがちょっとずれているということになります。

それから、ごみ袋というの、ちょっとごめんなさい、那須烏山市のごみ袋は知らないで言っているんですけど、「護美袋（ごみぶくろ）」、「ご」というのは「護（まもる）」なんですね、ごんべんの「護（まもる）」という字。「み」は「美しい」。「護美袋」。それを読むと、ここの中に入れちゃえば、あとはきれいになるよと、美しくなるよという、そういう感覚の命名の仕方なんじゃないかなという気がするんです。きれいじゃないものはみんなごみ袋に、この袋に入れちゃえばいいんだと。そうすればさっぱりするというふうなやっぱり意識を持たせるような、そういう表示なのかなというようなことも思ったりしています。

で、ごめんなさい、生ごみですけれども、水分を多く含んでいますよね。水分を多く含んで燃えにくいので、熱量の出るプラスチックも一緒に燃やしているんだという説明を聞いたことがあります。しかし、生ごみは皆さんご承知のとおり資源です。かなりいい堆肥になります。ですから、生ごみはもう燃やすごみとしては取り扱わない、全て堆肥にするという方向で進むべきだというふうに思っています。

やり方はいろいろあると思います。例えば、コンポストという、それに町は少し補助を出

していますけれども、少しの補助じゃなくて、コンポストだったら全額町が補助を出すとか、そうやって堆肥にしてもらう。それだってなかなか大変なんですけれども、そんなふうに思い切って、生ごみはもう燃やさないという方向に行くべきだというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 堆肥化のほうでよろしいでしょうか。生ごみの堆肥化も入れてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

生ごみの堆肥化と燃やさないごみにするということにお答えさせていただきます。

ごみの減量化につながる取組として認識はしています。町以外でも、市のほうでもコンポストの補助を出したり、あと、可燃して乾燥させる機械を配付したりとかをさせていただいている。補助金を出したりとかしています。これは、なかなか減っていないのが現状かなと思っていますので、収集する、やっぱり町と市と調整が必要となってきますので、環境衛生部会を通じて情報共有や連携を図っていきたいと思います。

市のほうでも、堆肥化にはどうだという意見も議会のほうでいただいておりますので、十分検討していく余地のあることだと思いますので、町も市も、そして、町のほうでは一部堆肥化しているんですね、たしかね、そういうのもできていますので、実情をお互い共有させていただきながら、その辺も考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 那珂川町では一部、生ごみを回収して堆肥化して、その堆肥は欲しい人を持っていってもらっているんです。かなり好評なんです。ですから、この間私、生ごみを堆肥化したものを置いてある場所に行ってみたら、もうないんです。また出来次第そこに置かれるようになるんですけど、またすぐなくなるという状況で。今、化学肥料が高くなったりなんかしていますから、堆肥でいろんなものを作りたいという、家庭菜園の方も含めて、かなり利用されているというふうに思いますので、もう徹底してもらいたいと私は思っています。

それから、次に、廃プラスチックですけれども、燃やすごみの中で、生ごみ以上に多いのはプラスチックなんです。これは24%。先ほど言った生ごみをもう燃やさないということになれば、プラスチックを燃やす必要はないし、県内でもあちこちでプラスチックを回収し

ているというところがあると思うんですけども、どのぐらいのところが回収しているか、県内で幾つぐらいのところが回収しているか、つかんでいるでしょうか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 廃プラごみの資源回収についての質問にお答えいたします。

現在、廃プラごみの資源回収を実施している組合はなくて、実証実験として実施している自治体があるという状況であります。先ほどの生ごみの堆肥化の件と同様に、環境衛生部会を通じて、那須烏山市、那珂川町と情報共有、連携を図っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） では、川俣議員のご質問で、組合長の発言の補足ということで、組合等では実施しているところはないということで組合長の発言があったかと思いますが、最近出されたプラの新法ございまして、そちらのモデル地区としてやったというのが、那須塩原市のほうで11月に、ある公民館を拠点とし、モデル的に実施したというような情報を得ております。

あとは、容器包装のプラの回収については、従前よりも、芳賀町であるとか、高根沢町でやっております。なので、組合単位で実施しているところはないという確認は取っております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） ごめんなさい。私との概念が違っているのかと思ひますけれども、包装用に使われているプラスチック、これもやっぱりプラスチックですから、だから、それも含めてということになると、かなりのところで、宇都宮なんかも含めて回収されているというふうに私は理解しているんですが、どうでしょうか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 議員おっしゃるとおり、大きい市では、容器包装は取り組んでいるところは多数ございます。町でしているのは、高見沢と芳賀かなと認識しています。なので、環境衛生部会の中でも、容器包装について取り組もうというような動きはございますので、その辺をこれから進めて、新しい法律も出来上がったことですし、こちらも含めて加速させていければなと考えてはおります。

以上です。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 私がこの那珂川町に戻ってきたのは、12、3年前なんですけれども、そのときはトレーの回収ってやっていたんですよ、那珂川町で。だから、広域としても、きっとそれを回収していたんだと思いますけれども、今はないんです。トレーは入っていないんです。町のスーパーなんかでは取り扱っていますので、私は近いのでそこに持っているんですが、遠いところにいる人は持っていないでしよう、恐らく。面倒くさいからもうごみ袋に入れちゃうと。それが圧倒的なのではないかというふうに思います。やっぱり、持っていくには取っておかなきゃならないから、洗って、乾かしておくという、その作業が必要なので、そのまま袋に入れちゃえばもう簡単ですよ。

だから、そういうふうにしてしまう部分にも、やっぱりトレーの回収をやめちゃったということがつながっているのかなというふうに思うんです。容器というのは、トレーも含めて、それから袋も含めて、圧倒的にそういうものがごみ袋の中で、生ごみと雑紙となくすと、残ってくのはそういうものなんですよ。だから、それをまた回収というふうにすれば、ないです、ほとんど。そうなります。実験してみると分かると思うんですけど。

それで、残念ながら、廃プラスチック、包装している袋も含めて、何に使われているかというと、物を燃やすために使われているんですよね、今は残念ながら、ほとんどがそうなんです。ただ、新しい石油とか、ガスとかを使うよりも、今まであるプラスチックを燃料として使えば、少しずつ燃料が減っていくというか、それを少なくする効果はあるというふうに思います。やがては、恐らくプラスチックは、今のように使われなくなりますよ、私たちが目指している衛生センターの移転が決まる頃には、もっともっと進むと思います。世界中でそうですから、もうそういう捨てるようなものは作らない、そういう方向に行くと思いますので、ぜひとも広域の移転問題と絡めて市・町での取組を強めるよう、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 川俣議員のほうから大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。いただいた意見を環境衛生部会等でも、議会のほうでこういったご意見もある、このことを強く受け止めまして、前向きというか、分別を加速させる方向で検討していきたいなど考えております。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 今まで言ったように、紙類、厨芥類、プラスチックでごみの約8割を占めています。そのほか、木や竹、これもチップにすれば資源として活用できます。先ほどの一般会計予算のところでの質疑にもありましたけれども、布類も、それから布団類なんかも含めて資源化できるものがあると思います。それらを実行していくば、燃やすごみがほとんどなくなります。二酸化炭素を出さずに、今までごみとして扱ってきたものを資源として再利用する。そうすれば、私は、今まで衛生センターの移転で候補地とされていた、そういう土地を考える上でも、全く違う計画になっていくというふうに思います。今、それをどうやつたらいいのか、どうやれば今までのようなものでなくなるのか考える大事な時期だというふうに思っています。衛生センター移転計画を大本から考え直すことを求めて、質問を終わりります。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は15時20分といたします。

【休憩】（午後3時09分）

【再開】（午後3時20分）

○議長（鈴木繁） 再開いたします。

次に、10番、平塚英教議員の発言を許可します。

平塚英教議員。

[平塚英教議員 登壇]

○10番（平塚英教）　　ただいま議長から発言の許可を得ましたので、この場で質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、那須南病院の大規模改修について、お尋ねをいたします。

那須南病院は、平成2年7月開院以来、今年7月が来ますと丸33年目ということで、地域の中核病院として大きな役割を担ってきたところでございます。しかし、かなり築後経過しておりますので、以前からの懸案で、那須南病院の大規模改修を進めるということであつたわけでございます。

その中で、3つの方法として、現在の病院を運営しながらリフォームをして改修する。2つ目の案は、現在の病院の敷地内に建築をして新設をする。3番目は、別な場所に建て替える。この3案で検討してきたわけでございますが、那須南病院施設整備検討委員会というのが、昨年の8月9日以来、3度ほど開催されました。委員会のメンバーは、那須烏山市の副市長、那珂川町の副町長をはじめ関係課長がおりまして、そこに広域行政からも病院長、事務局長が参加をいたしまして、委員は10名、事務局は病院事務長をはじめ総務課長ほか5名の方が携わっております。3回開催した結果、この検討委員会では、那須南病院の大規模改修については現在の病院の敷地内に建て替え、新設をするという方針案となったということでございますが、しかし、それはあくまでも案でございまして、これから、どのような方法でこの那須南病院の大規模改修を成し遂げていくのか、具体化を図るのか、説明を求めるものであります。

那須南病院の現在の資産価値は幾らほどあるのか。実際に新築の大規模改修を実施するに当たってはどのような経費がかかるのか。また完成年次、それまでの病院運営をどう進められるのか。お答えをいただきたいと思います。

これにつきましては病院運営委員会、さらには広域行政の全員協議会が開かれまして、そこで整備のスケジュール案というのが出されまして、令和14年度に完成オープンを目指すというような方策が示されたところでございます。しかし、それまでに様々な検討、対策が必要かなと思いますが、これについても、広域行政執行部当局の考え方について説明を求めたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（鈴木繁）　　組合長。

○組合長（川俣純子）　　那須南病院の大規模改修についての質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、那須南病院施設整備検討委員会におきまして、施設整備の方向性及

びリニューアルオープンの時期として、現地建て替えを基本とし、令和14年度末を目標とする方針をまとめたところであります。

それを踏まえ、令和5年度に学識経験者や地域の代表者等を委員とする基本構想検討委員会を新たに組織することとし、この検討委員会で出された意見等を基に、令和5年度から令和6年度にかけ、那須南病院施設整備基本構想を策定する予定であります。基本構想では、3案の比較・検討について精査を行うとともに、基本方針やコンセプトといった新病院の骨格を取りまとめていきたいと考えております。

令和7年度から令和8年度にかけては、那須南病院施設整備基本計画を策定するとし、基本計画の中では、必要な経費や事業内容等の具体的な事項について検討していく考えであります。またあわせて、現地建て替えとした場合の建設工事期間中に、いかに安全に患者様への負担が少なく病院を運営できるかの検討もしていきたいと考えております。

次に、那須南病院の現在の資産価値についてであります。令和3年度末時点での固定資産台帳上の金額は、土地、建物を合算しまして、15億8,510万3,026円であります。

以上となります。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 今、令和14年度までの方針案が示されたと思いますが、資産が15億円といいますが、先ほどの当初予算の質疑の中で、借金は16億円ということになっていますよね。問題は、これからも建物等の減価償却を約8年から10年ぐらいかけて進めるわけですよね。当然、資産価値は下がりますが、そこに莫大な建設費用をかけて建て替える、そして、建っているものは、また莫大なお金をかけて取り壊すと、こういうふうになるわけですよね。その点については、どのぐらいの費用がかかると積算をされていますでしょうか。

○議長（鈴木繁） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） ただいまの平塚議員からの質問にお答えいたします。

まず、解体費用の前に、建築の費用でございますが、現地建て替えについては75億円ほどということの試算で計算しております。こちらを作成した日時でございますが、こちらのほうは、令和元年度につくりました那須南病院大規模改修基礎調査報告書の36ページに

記載してございます。その中で、大規模改修案、移転建て替え案も記載はしてございますが、先ほど申し上げた建て替え案につきましては、75億円ということで試算しております。内訳でございますが、建築事業合計が66億円で、医療機器整備事業等で8億5,500万円、解体費用、先ほどの建築事業合計66億円の中に3億2,300万円で記載をしております。

ご承知のとおり、今、建築費用については資材等の高騰で、昨今、高騰で金額が跳ね上がっているところでございます。こちらを作成したときの令和元年度から既に3年ほど経過しておりますので、この辺のところは、来年度の基本構想の中でこちらの金額等試算をして、またお示しさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 今、令和元年度のものが示されました、これは那須烏山市の事業で、誠に手前みそで失礼なんですが、幼稚園を壊して認定こども園というのをつくろうとしているんですが、昨年の12月に示された建築金額と、実際に今度、工事にかかるわけなんですが、70%増しというような金額が出て、私も驚いているわけなんですけども。そういうことになりますと、75億円も、これは令和元年度ですから、これが実際に建築年次が決まってきたと、かなり大幅な金額になってしまふのかなと思います。

しかし、これは地域の住民の命と健康を守る重要な砦でございますので、これは本当にお金に代えられない重大な課題であると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思うんですが。

しかし、何ていうんですか、この間の全協のときに確認しましたように、現在の病院は、旧烏山町が土地を取得して無償で広域行政に貸しているということですよね。その後、法務局関係の空き地については、広域行政が買っているんですね。残っているのが1,830万というような土地、固定資産の明細に載っているんですが。同じ那須烏山市、今は那須烏山市ですね、が無償貸与しているということだと思うんですが。

それであれば問題なのは、病院の敷地内に建築をして、そして病院は運営しながら、病院を稼働させながら病院を新たに建築するというふうにしますと、これは市民の皆さんにとっては大変ご負担になるのではないかなど私は思うんですよ。これは私の私案ですが、例えば烏山地区には中央公園というのがあるんですね。そこにはもう古くて使えない市民体育館があるんですが、そういうものを整備しながら、現在の病院は運営しながらそこに病院

を建てて、ちゃんと病院がそこに建てばスムーズに病院を運営しながら移転できるという考え方もあるんですが。

そういうことで、あまりにも現地建て替えにこだわることなく、もっと総合的に市民にとって何が有利なのかということを考え進めていただきたいなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 平塚議員にお答えいたします。

市のほうもいろいろな庁舎整備もありますけど、附属のいろいろな施設が老朽化しておりますので、その検討も入っております。病院よりも庁舎もほかの施設もかなり、那須烏山市で持っているものが古いで、その辺の検討も今させていただいているので、その土地も市有地ですので、その辺も検討させていただいております。ただ、今のところ、あそこは平米数が少し少ないと、段差があったりしますので、その辺は病院に向いているのかどうかも再調査することに、もしかすると検討委員会のほうでなるかもしれません。その辺を検討させていただく時期かもしれませんので、考えさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 先ほど、そこが私はベストと思うんですが、しかし、それぞれいろいろ考え方はあると思うんですが。問題なのは、今の病院の敷地内に新たに病院を建てながら今の病院を運営するというのはかなり難しいんじゃないですかということなんですが、その辺は十分、病院は運営しながら一緒に敷地内に建てることはできると、そこら辺はどうですか。

○議長（鈴木繁） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） ただいまのご質問についてでございますが、病院を運営しながら建物を建て直していく、つまり現地建て替え、駐車場のところを使うということで今、方向性を決めておりますが、平塚議員がおっしゃったように、患者さんの安全確保と収益のところで、これは両方のところが非常に重要になってくると思います。

病院を経営していく中で、患者さんに迷惑がかかると収益も下がるということは当然の

ことでございますので、そこは十分に今後、来年度の基本構想の中で検討していくところではございますが、今、現段階で現地建て替えをするという方向性を決めた中では、十分に患者さんの、現地建て替えを行った際に、通常の運営ができるというところも検討した中での意見をまとめたところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） いずれにしても、病院の駐車場に建て替えるということで検討するという話だったと思うんですよね、この間は。そうすると、病院の駐車場がなくなりますよね。当然、そこに救急車が入ったり出たり、様々なことが想定されますよね。そういう意味では、そういう方針を考えたということからそれが大丈夫だと言っているんだろうけども、私は非常にそこは不安ではないかなと思います。

しかし、今後、それでもう決まりということではなくて、この基本構想を策定し基本計画を策定する中で、それ以外にも有効なものがあるかないか調査検討するということを先ほどいただきましたので、私どももいろいろ研究しながら、そのほかのほうがいいんだという限定を私もしません。いずれにしても、よりよい方向で、なるべく市民の皆さん命と健康を守りながら、早急に病院を建て替えるということで進めてまいりたいと思いますので、今後とも、ともに検討したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問でございます。

現在、県のほうで栃木県地域医療構想というのがありますと、今これで検討されていると聞くんですが、厚生労働省が、現行のこの構想は、団塊の世代が全員75歳となり医療費が急増する2025年を目指し、都道府県が2016年、17年にかけて策定したものだと聞いております。

しかし、政府は新たに、さらにこの高齢者のピークとなる2040年頃を見越して、地域医療の再編の在り方というのを出してまいりまして、2040年には団塊ジュニア世代が65歳となり高齢者が3,900万人を超えると。少子化で全人口が減少する中で、高齢者の割合は全国平均で約29%から35%以上に高まる状況にあると。こういう中で、2040年に向けたさらなる再編、地域構想をまとめようということで、都道府県のほうにお触れを出すと聞いておるんですが。

そこで、那須南病院、こういう背景の中で、まず、現在のこの栃木県地域医療構想に基づく検討というか対策というか、それはどのように行われているでしょうか。さらに、この2

〇４〇年に向けた地域医療構想、これを国のはうが出してきたわけなんですが、これについては、どのように受け止めて検討されているか、お考えをお聞きしたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 現在の医療構想と国の地域医療再編についての質問にお答えいたします。

栃木県が策定した栃木県地域医療構想では、2025年に訪れる医療、介護ニーズの増大に対応すべく、県内を6つに分けて地域医療構想区域を設定しており、当組合の構成市町である那須烏山市及び那珂川町は県北地域医療構想区域に含まれております。

県北地域医療構想区域は、5市4町で構成されており、県全体の面積の約35%を占める、県内で最も広大な区域であります。那須南病院は、近接の中核病院まで30キロメートルも離れている地域的な特性から、南那須地区の中核病院として重要な役割を担っています。特に、救急医療においては、南那須地区唯一の二次救急医療機関であり、24時間、365日体制で患者の受入れを行っております。そのような中、一般外来・救急外来とともに、栃木県地域医療構想に掲げられている、患者一人一人の病態に応じた「治し支える医療」の提供に努めているところであります。

栃木県地域医療構想には、施策の方向性として、「可能な限り居住する地域で急性期から回復期までの医療が受けられるとともに、慢性期における療養ができるよう、医療連携及び医療介護連携体制の構築を図る」と示されており、当病院としましても、急性期から回復期へ、そして在宅へと、患者一人一人がよりよい生活が送れるよう、介護事業所等との連携も図っているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も重なり、地域医療構想にも想定されていなかった感染症の対応についても、近隣の病院はもとより、地区外の病院とも連携して対応しているところであります。

国の地域医療再編につきましては、那須南病院が地域の中核病院として重要な役割を担い、地域になくてはならない病院であることを念頭に置き、国の動向を注視しながら考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 今答弁をいただいたところなんですが、基本は、この感染症とも関わる重大な問題がありまして、国内の感染症の指定病床というのは、1998年には9,060床あったんですよ。ところが2019年、20年後には、9,000あったものが1,869床まで下げられてしまったんですね、これは国の方針で。なおかつ、保健所についても、1994年の保健所法の改悪がありまして、1990年代に全国で850か所あったものが、2019年には472か所、全国の保健所が約半分になっちゃったんです。そこで、この3年に及ぶコロナの問題が発生しておりますと、大変な状況なんですが。

いずれにしても、現在のこの地域医療構想は、国のはうではいろいろ美辞麗句を並べておますが、全国で必要とされた病床数、119万1,000床、これを10年かけて14万床減らしましようと、こういうことなんですね、この現在の構想というのがね。

そういう流れの中で、ここも人口が減るということで、いわゆるベッド数を減らされると、実際の今の中核医療ができなくなってしまうんですよ。そこら辺を、やっぱり国、県との協議がいろいろあると思うんですが、この地域医療を守るために、ぜひ病床数は守っていただけるように話していただきたいというのが一つ。

今度、新型コロナウイルス感染症の7波が拡大している中で、この改正感染症法というのが昨年の12月3日に成立をしているわけなんですが。要するに、中核病院の中に感染症病床確保を義務づけるというような中身なんですよ。しかし、それが正当な理由がなければ様々な罰則というのが出されているんですが。これについては、現在の医療人材がどんどん減らされている中で感染症対策をきっちりやれと。医師や看護師が不足したまま感染症病床を確保しろといつても機能できないというのがこの3年間の結果なんだよね。そういう意味で、その現場がいわゆる国の診療抑制の方向で実際に必要な医療が提供できないということにならないように、県とのやり取りになると思うんですが、この地域はこれだけ必要なんだというのをぜひ主張していただきたいんですが、その辺の考え方についてちょっと教えていただきたい。

○議長（鈴木繁） 病院長。

○病院長（宮澤保春） お言葉ありがとうございます。

地域医療構想、南那須地区は県北地区に属していますので、私もそちらの検討委員に入れていただいております。

なぜ県北地区かというと、県が定めた二次医療圏というのが県北地区ということになつておりますと、そちらの委員会でいつもお話しするのは、県北地区というのは面積的に非常

に広大であるということで、従来は、本当の県北と那須地区、大田原地区、そして塩谷地区、あと南那須と、3つ、4つに分かれているところをまとめて県北地区になったといいます。これは人口的な問題もあるんでしょうけれども、地域医療構想というのを考える一方で、最近、国では地域包括ケアというのをうたっておるわけですが、これは、もう少し小さい中学校学区レベルのことを構想としては打ち出しているわけです。実際のところ、南那須地区の皆さんのが、じゃあこの病気の状態だから那須に行ってくださいというのは、ちょっとあまりにもないだろうということで。やはり南那須地区は南那須地区で一つのものごとはやっていかなければいけないんですよということは、常々会議でもお話ししておりますし、会議ではある一定のご理解はいただいていると思っております。

ということで、南那須地区におきましては、どうしても我々の病院が医療のかなりの部分を担わなければいけないという、そういう認識でおりまして、将来的にそのベッド数に関しても、地域医療構想に関しましては、実のところ病院の役割分担、あなたの病院は急性期あるいは回復期、慢性期、どれを担うんですかというのが、その本質なんですけれども、我々の病院としましては地域の、現在のところ急性期、そして回復期、慢性期と、超急性期というのは大きい病院にお任せしていますけれども、その3つの程度において現在行っておりまして、今後もそれは、この地域にやっぱり担うところがあまりありませんので、担っていないといけないかなと思っております。南那須地区で需要がある限りのベッド数、必要なベッド数は維持していくということを、今のところは考えております。

とは言いましても、地域内の人団構成も変わっていきますので、そういう同じベッド数の中でも、ご高齢の方が増えれば、治すだけではなくて、少し寄り添う、ケアするというような、そういう回復期の医療のステージが変わっていくことが予想されますので、それに見合うような病棟構成に順次変えていかなければいけないと。それとともに、その病棟構成を変えるに当たっては、診療報酬というものがありますので、経営が成り立つ、経営に見合うようなものも考えながら、需要と経営と両方を見合いながら、その割合を考えていくということが重要かと思っております。

もう一つ、感染症関しましては、我々、従来の感染症指定医療機関では実際取れなかつたわけですけれども、今回のコロナの感染の状態に応じまして、やはり地域の公立病院、自治体病院としては、これはコロナ対策をしなければいけないだろうということで、この地域に見合った規模でコロナ対策というのを進めてきたわけでございます。

今後も、感染症指定医療機関というのは、コロナだけではなくて非常に特殊な感染症を含めて、特殊な病床、ハード的に特殊な部分も必要とされるものを有するような病院にならうかなと思いますけど、指定を取る、取らないはいろんな条件が関わってきますので何とも言

えませんけれども、その指定に関わらず、やはり地域で必要な感染症対策というものは、今後も自治体病院としてはやっていくべきだらうと考えております。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 国や県への要望ということで、私のはうからお答えさせていただきます。補足します。

まず、県には、年2回は病院長と一緒に要望をさせていただいております。また、地域医療なので、自治医大、獨協医大にも医師の派遣とかを要望させていただいている。

また、私は市長会のはうの地域医療を考える会の委員にもなっておりますので、そのところでも、必ず地域を守ってほしいというのは要望させていただいております。ただ、小さな私の市とかこの那須南病院みたいな病院の母体と東京都内とは全然違うので、やはり意見がかなり違うところを集約させていただき、できたら地方に医師の派遣を優遇してくれないかと、そういうことも提案させていただいております。なかなかそれが通らないので、今、苦慮しているところですが、皆さんのお力を借りて、やはりそういう要望を続けていき、地元の地域医療を守っていくということに努めていきたいと思います。今後ともそういう議員の皆さんのお声が一番の後ろ盾になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） よろしくお願ひいたします。

また、細かな話になって、細かな話かどうか分からんんですけど。このコロナ感染症の3年間の中で、医療スタッフの離職とかそういうのはあったんでしょうか。那須南病院の状況をちょっとお聞きしたい。

○議長（鈴木繁） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 世間一般にコロナの感染対策で医療スタッフが疲弊してお辞めになってしまふと、離職するというのはよく聞かれることでございます。幸い我々の病院では、今のところ離職というはありませんでした。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 地域医療を守るということと、強い使命感からやられていることだと思いますので、大変ですが、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

あわせて、まだ、基本構想あるいは基本計画が固まらない中で何なんですが、地元としては、透析診療の充実を前から求めていたんですが、これについては、どなたにお聞きしたらいいんだか分からぬけど、この病院建て替えの中で、透析の対策についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（鈴木繁） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） 透析の病床につきましては、現在10床ということで運営しておりますが、中でも隔日、1日置きで実施しているというのが現状でございます。ただ、そこには医師の確保ということが前提であります。今後、令和14年度病院の建て替えに向けて、そこを改善しながらというところもあるんですが、その構想の中で、来年度以降、謳われてくるかと思いますが、今、予定としましては、透析病床を段階的に30床まで増やしたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） ゼひ、これについてもやっぱり予備軍がどんどん増えているというのが実態でございますので、なるべくそうならないような方策も必要かなと思うんですが、しかし、そうなった場合にはそれを救わなきやならないということもありますので、透析の対策についても十分検討いただきたいと思います。

次に、広域行政一般廃棄物処理施設整備事業について、お尋ねをいたします。

私が質問しようと思ったのは川俣義雅議員にほとんど質問していただいたので、同じような質問になるかと思いますが。91億円かけて志鳥にごみの焼却施設と粗大ごみ処理施設の大規模改修、こういうものを進めるべく、11月26日、27日に、旧南那須四町単位でこの説明会を実施されたところでございますが、この説明会を踏まえて、今後、広域行政のこの一般廃棄物処理施設整備事業をどのように進めていくのか、改めて答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 一般廃棄物処理施設整備事業説明会の状況及び今後の事業の進め方についての質問にお答えいたします。

先ほどの川俣議員の質問に対する回答と重複いたしますが、説明会では、参加された住民の方々から様々なご意見、ご質問、ご提案が寄せられました。候補地の選定に関する意見や下水道放流方式に関する質問などが複数ありましたが、施設整備の必要性についてはおおむね理解を得られたと認識しております。いただきましたご意見等につきましては、組合ホームページに掲載するほか、那須烏山市・那珂川町の行政区配布文書において、回覧できるよう準備を進めているところであります。

今後でありますと、まずは最適候補地に選定された志鳥地区を対象とした説明会を開催できるよう、候補地選定に係る説明をさせていただきたいと考えております。あわせて、し尿処理施設整備基本計画を策定していく中で、下水道放流方式について検討を加え、し尿処理の方式について方向性を決定していただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 市議会の一般質問と同じような質問になっちゃいますが。

これは説明会のときの資料でございます。そこで、この中に明確に、D B O方式で、メーカーアンケートからの結果ということでございますが、エネルギー回収型の廃棄物処理施設、これは焼却施設ですね、これが67億円、マテリアルリサイクル推進施設が24億円、これは大型のリサイクルセンターだと思うんですが、合わせて91億円ということでございます。そして、その後、これが稼働して20年間運営すると88億円の概算運営費がかかりますよと、こういう説明だったんですね。

それにつきましては、先ほど川俣議員のほうからもありましたように、徹底した分別収集、資源化を図れば、そんな大型焼却炉、一般廃棄物処理場を建設する必要はないですよね。しかも、これはその資料の中にあったんですが、これから10年先にこれが稼働、要するに地元に受け入れていただいて全てスムーズに進んだ場合、10年後に稼働するわけですよ。そうしますと、その人口は、那須烏山市と那珂川町と合わせますと3万3,675人という状況ですよね。それが20年間、動きますと、人口は2万5,473人と、このように推計されます。簡単に言うと人口が大幅に減る。そして、高齢化が進む。さらには、財源はなくな

ると。こういう中で、この建設費 91 億、なつかつ 20 年間のランニングコストが 88 億と、これは恐らく支えきれませんよね。

そういう意味で、先ほど川俣議員のほうからもありましたように、もう一度、根本からこの一般廃棄物処理については検討をし直すということで進めていただきたいなと思うんですが、広域行政としてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） それでは、平塚議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど組合長のほうの答弁にもありましたように、説明会におきましてはいろんなご意見が出ております。ごみ処理施設を建設せず、他の地域へ出してみてはどうかとか、そういったご意見も出ております。そういうたのも含め、今、環境衛生部会の中で検討を進めている状況です。ある程度方向性が出ましたら、先ほども申し上げたとおり、市民、町民、議会への報告をさせていただければと考えております。よろしくお願いします。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 先ほども川俣議員のほうで、プラスチック包装容器の問題が出ましたが、これについては、国のほうでこのプラスチックについての資源循環促進法というのが 2022 年の 4 月に施行されているんですよ。だから、もう本当にプラスチックは分別して別に処理しなくちゃならない、これは基本なんですね。

さつき分からぬ論議になっているので言っておきますけど、これは、栃木県が分別収集促進計画というもの、県が立てている計画です、この令和 4 年 8 月の 10 期計画の資料を見ますと、25 市町の中で、プラスチックの分別に取り組んでいるのが 18 市町ですよ。全く取り組んでないのが、残念ながら那須烏山市、那珂川町、7 市町、こういう状況ですから、プラスチック包装容器の分別収集を、本当に徹底して進めていただきたいんですよ。

なぜそれができないか。簡単ですよ。今の焼却炉で生ごみを燃やすことができないからでしょう。生ごみは再資源化で堆肥にするような方針に切り替えれば、生ごみは堆肥化できるし、プラスチックは分別できるんですよ。そうすると、後で渋井議員さんからもあると思うんですが、ほとんど燃やす物はなくなるよということなんですね。だから、91 億円かけて建設し 88 億円かけて燃す必要がないんですよね。そのことをぜひその検討委員会の中で

も協議を進めていただきたい。私どもも市民の皆さんによくここは主張してまいりたい、こんなふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

この大規模ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設は全く要らないということは私は言いませんよ。なぜならば、災害ごみが発生したときに、それがないと焼却できないんですよね。だからそういう意味では、例えば志鳥の上に皆さんが賛成して造ったとしても10年後でしょう、10年間は今の処理場で燃やさなくちゃならないんですよ。そうしますと、そのランニングコストもあるし、その時々、ある程度リフォームしなくちゃならない問題も出てきますよね。だからそういう意味で、それを大事に大事に使いながら、新たなSDGsの時代に向けて、この広域行政で何ができるかということで取り組んでいただければなと思います。

最後の質問でございます。保健衛生センターの焼却灰、焼却残渣の分別処理についてお尋ねをいたします。

これについては、前回、私が、塩谷広域行政の焼却灰で建築資材を製造している事業所に処理をしてもらっている経緯について質問しましたが、この南那須広域についても、ぜひそれを検討いただきたいということで質問しましたところ、それが適当かどうか、費用対効果を含めて検討していくかと、こんな答弁をされました。今ままやったほうがいいのか、それとも塩谷広域行政と同じように、そういう資材業者に任せたほうがいいのか、どちらがいいのかということで、具体的な数字を出してお示しできればと思っております、こういうご回答をいただいておりますので、これはその後どんな検討がされたかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 焼却灰、焼却残渣の分別処理に係る検討についての質問にお答えいたします。

令和4年9月の組合議会定例会における平塚議員からの一般質問についてお答えしましたが、塩谷広域行政組合において建設資材として処理を委託しているものは主灰であります。一方、保健衛生センターの焼却炉は、主灰のあまり発生しない焼却方式のものであります。本組合の焼却炉から排出される焼却灰や焼却残渣には、多くの瓦礫類などが混入しており、それらを建設資材として処理委託するためには、瓦礫類を選別するなどの大変な労力が、または相応の費用が必要になります。なお、その相応の費用については、費用対効果の観点からも既に検証済みであります。また、現在は選別後の主灰のみを貯留する設備も設置されていない状況でありますので、現状においては塩谷広域行政組合と同様の取組を実施する

ことは難しいと考えております。

平塚議員のご提案につきましては、引き続き環境衛生部会において検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） こちらの説明では、今、南那須広域のほうは流動床方式で塩谷広域のほうはストーカ方式で、焼却炉が違うということで発生灰が違うんだということなんですが。その辺も、私のほうもさらに研究をして、本当にそういうのが無理なのかどうか、さらに検討して、次の議会にでもお示しをしたいと思いまして、私の一般質問は以上で終わります。

○議長（鈴木繁） 10番、平塚英教議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は16時25分といたします。

【休憩】（午後4時13分）

【再開】（午後4時25分）

○議長（鈴木繁） 再開いたします。

次に、2番、渋井由放議員の発言を許可いたします。

ここで、渋井由放議員より資料の提出がありましたので、許可をいたしました。資料は、執行部、議員の皆様のお手元に配付しておりますので、ご覧願います。

2番、渋井由放議員。

[渋井由放議員 登壇]

○2番（渋井由放） ただいま議長より発言の許しをいただきました2番、渋井由放でございます。傍聴席には多くの皆様にお越しをいただきました。誠にありがとうございます。たまたまですが、一般会計予算に反対した3人が一般質問になっております。私が最後になりました。なぜ反対したかというと、志鳥地区の測量費の計上、これについて反対したわけでございます。

本日は、4点につきまして質問をさせていただきたいと思います。執行部におきましては

明快なる答弁をお願いしまして、まず、1番の情報の公開について行きたいと思います。

これは、前の回の一般質問におきまして質問をさせていただいたわけでございますけれども、そのとき、簡単に言うと忘れていたんだか分からなかつたんだかということで行つていなかつた、このようなことだったのではないのかなと思うんですね。これについては非常に重要なことだと思っているんです。そうすると、なぜそういうことになつてしまつたのかと。そして、そういうことが起こらないようにするためにどのようにしたらしいんだというような原因究明と、一般的に言う再発防止策、こういうふうになると思うんですが、それについてお話をいただいて答弁をいただければと思います。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 一般廃棄物処理施設に係る情報の公開についての質問にお答えいたします。

令和4年9月の組合議会定例会、一般質問におきまして、渋井議員からご指摘をいただきましたとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の維持管理等に係る情報については、これまで公表しておりませんでしたが、現在は組合ホームページに搬入実績及び各種測定結果を掲載し、毎月更新を行っております。公表されなかつた原因につきましては、管理職、担当職員を含めた職員の法令の読み込みが浅かつたことに起因するものと考えております。今後はそういうことのないよう、外部の有識者などに助言等をいただきつつ、国の制度改革の動向を的確に把握するよう情報収集や調査・研究に努め、法の規定を遵守し、事務を執行していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

また、こういうことがありましたら、議員、ご指摘を常々とお願いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 法令の改正ですから、何らかの形で通知とか、そういうものが急に変わりますなんてことはあり得ないと思うんですよ。読み込みが浅かつたとかということじゃなくて、そういう通知が何らかの形であったはずではないかと思うんですが、そういうのはないんですか。通常はあります。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭）　　ただいまの渋井議員のご質問にお答えいたします。

法改正は、平成23年4月1日施行の改正法において、廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表が義務づけられております。そのときには、インターネットを介してホームページであるとか、あとは紙媒体での公表というところになっております。そのときの対応が漏れてしまっております。その後、それを問題視する職員もなく、現在に至っているのではないかと推測をされます。

○議長（鈴木繁）　　渋井由放議員。

○2番（渋井由放）　　我々は、例えばスピード違反で捕まって、「いや、俺、ここ40キロじゃ全然知らなかったよ」と言ったって捕まっちゃいますからね。それで罰金を取られる。やはり法が改正されるなんていうのはとんでもないこと。それをぼーっとしておいて、それで志鳥に、ここにつくりますと言って誰が、ああ、そうですかと言えますかという話なんですよ。

やっぱり、逆に志鳥にやるんだと言ったら、今の法令、これはいつも那須烏山市でも言っているんですが、那須烏山市も結構条例なんか忘れちゃうんですけども、結局ものを計画するときは、今現在自分は大丈夫かというようなところのおのれのチェックというのはしなければいけないのではないかなど私は思うんです。行政って、自分は間違っていないんだというところからスタートしているのではないのかなと思っているわけなんです。物事をやるときにもう一回チェックをする。「あとみよそわか」と、お経があるんですよ。後は大丈夫かなという意味だそうですが、やっぱりその辺は、大きい事業をやろうとするのであればあるほど、おのれをしっかり確認して、議員に指摘されるなんていうのはもってのほかだというプロとしての意識があるのかというふうに、大体どこか抜けているんじゃないかなと調べてみたら、すぐ分かる。23年に変わって、そんなこと分かっていますけども、組合長どうですか、今の話を聞いて。

○議長（鈴木繁）　　組合長。

○組合長（川俣純子）　　大きく反省をさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） そうしますと、何で私がこれを言っているかというと、今志鳥に焼却炉を造るんだというような話をしているわけですね。多分ですが、そうなるかどうかは知りませんが、性能主義みたいなことで公募をかけるんだろうと思います。性能主義は、何トン燃やすことができるんだとか、いや、こうだとかああだとかと。でも、多分5つのメーカーがアンケートで手を挙げていると言うんですけれども、その5つのメーカーを聞いても教えてくれませんでしたが、それはそれでよしとします。そうすると、大体分かるんですよ、こんなところかなと。前にも言いましたけど、日立造船とかJFEとか、あとはクボタとか、分からないですけど、神鋼ソリューションとか、そういうのがあると、この近辺ではですよ。そうすると、それをやっている市町村はどんな発表の仕方をしているのかを見るわけです。みんな同じじゃないんですよ。そうすると、性能プラス、メンテナンスというか、そういう発表の仕方もどれがいいんだと比べてみる必要が我々議会にもあったし、皆さんにもあるんじゃないかなと、こういうふうに思うんですよね。

ところが、じゃ、そのメーカーを教えてくださいと言ったら、メーカーは教えませんと。影に来てくださいと。審議会にも出していないって、審議会は皆様が頼んでいるところでしよう。私は、市民の代表としてここへ来て立って申しているわけですよ。その市民の代表に話をして何が不都合があるんだと、そこをまず聞いてみたい。

○議長（鈴木繁） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） では、ただいまの渋井議員のご質問にお答えします。

計画策定時のアンケートを行った5社ということですが、公表していただきたいということありますので、持ち帰りまして、確認をし、公表できるものは早急に公表させていただきます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 一応選挙をやって、ケツのほうなんですが通ってきているんです。やっぱりそういうところをしっかりと公表をして、我々、例えばその炉のメーカーに働きか

けてお金をもらおうなんていうのは思わないんですよ。そのメーカーはどんなところでやっているんだと、それで、どんな発表をしているんだと。皆さん、発表を自分でしていないから分からぬわけでしょう。そんなようなことで、一応言つておきます。組合長も副組合長も市民の代表でしうが、我々議員も、本当は違うかも知れないけど、気持ちは市民の代表です、一応選挙も通ってきてますしね。やっぱり主権在民と。いつも言つておきますよ、那須烏山市でもウイリー議会とか。オートバイで前の車を上げて、後ろのエンジンでばーっと走るのをウイリーといふんですけど、勝手にはばーっと走ったら、そういうのが危ないと、危険だよと、こういうふうになるわけですよ。しっかりとその辺のところを、やっぱりお互に意思疎通を持って、我々も勉強して、こういうことなんだというふうにやるわけですから、情報はしっかりと公開をしていただきたい。公開しない場合には、こういう不利益があるので公開しないというふうに明確に言ってもらうと。それが理解できるかどうかは分かりませんけど、大概理解できると思うんですね。それについて組合長の答弁を伺いたいと思います。どうぞ。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） お知らせできることはお知らせしていきたいと思っております。ただ、今回はまだ審議会とかいろんなところで会議をしていて公のところに出せない状況もありますので、今回は控えさせていただいております。きちんと分かるようになりますたら、皆さんには一番早くに情報を公開させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 審議会で審議をしているからとか、そういうような話は、だから、公表するという不都合があるんだというのを明快に言って全然不都合はないと思いますよ、私はです。皆さんには不都合があるかもしれません、我々が考えるのには、どうも不都合がないんじゃないかと思うところでございます。

次に、基金の運用についてです。これは、当組合はですね、基金を、銀行の預金と含めて運用をしております。ペイオフというのが当然ございまして、銀行では1,000万円までが上限というふうになっております。その1,000万円の上限を超えて、これは当然積まなきゃならないだろうし、積んでいるところもあるのではないかというふうに思うんです

けど、他の運用方法に振り向けるというような考え方もできるのではないかと思うわけです。わざわざ危険を賭して、そういうところへ積んだほうがいいんだという理由は、私はないんじゃないのかなというふうに考えるわけですけれども、その点について組合長の考え方をご答弁いただきたいと思います。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 基金の運用についてのご質問にお答えいたします。

現在、組合では、財政調整基金のほか、特定目的基金を3件、そして、計4件の基金を設置しております。全てを定期預金で運用しております。

組合では、平成30年3月に策定した南那須地区広域行政事務組合公金管理方針に基づき、確実かつ有利な方法により基金を運用することとしており、定期預金を預け入れする際には、金融機関に対し、直近の業務及び資産の状況に関する資料の提出を義務づけ、経営状況を把握した上で基金の運用を行っているところであります。

4件の基金のうち、一般廃棄物処理施設整備基金については、し尿処理施設分、ごみ処理施設分の2つに分け、積立てをしていますが、それ以外の基金は、基金ごとに1つの額面で積立運用している状況であります。このうち、一般廃棄物処理施設整備基金につきましては、直近では取り崩す予定のない基金でありますので、組合公金管理方針に掲げられている国債などの元本償還が確実である債券運用への転換について、直近の積替えには期日的にも厳しいことから、来年度の積替えに備え、前向きに検討したいと考えております。

なお、今後につきましては安全性の確保を最重要と捉え、ペイオフへの対策として、金融機関の経営状況をつぶさに把握するとともに、各基金を小口で、かつ、複数の金融機関に振り分けることにより流動性を確保しながら、期間や利回りなどの有利な運用についての情報収集を行い、基金の運用を図りたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） ここにいただきました南那須地区広域行政事務組合、公金管理方針というものがございまして、私が広域の監査をやったりしたときに、そういう方針があつて運用をしたほうがいいんじゃないのかと、ただ銀行が潰れないなんていうことはないんだという話をしたこともありまして、こういうものが出来上がってきていると。

ただ、結構基金を積み上げているというか、例えば今、いわゆる焼却炉を造ったり、ごみ処理施設、いろいろ造ったりするのに基金を積んでいるわけですよ。そういうふうに積み上げるとすれば、しっかりといろんな方法を検討していったほうがいいだろうと思うんですね。那須烏山市の議会で、この前、別に私、ここを推薦しているわけじゃないんですが、みずほ銀行さんに来ていただきて、基金の運用についての勉強会、あと、JRの株を買う勉強会をやったんですが、信用組合とかそういうところは債券をみずほさんに預けて債券を買ったりという運用の仕方をやっているのが大体なんです。なかなか貸すところも少ないというようなこと也有って、我々もそれを確実に、国債だったら絶対大丈夫、日本が潰れたらおしまいですけど、日本が潰れたときはみんな潰れちゃうということになりますが、金利は安いにしても多方面にわたっての検討で、できれば金利のいいものというような形で考えててくれるというような話なので、ぜひそれを実行するというか、そういうことをやるのが当たり前なんじゃないのかなと思っているんです。今までと同じというふうにやっている、私はよく那須烏山市でコピー行政と言うんですけども、やっぱりコピー行政ではなかなか進歩がないんじゃないのかなと思うんですが、やってくれるという、あんまり言うといじめになっちゃいますので、よろしくお願ひをいたしまして、次、3番、プラスチックの新法に移りたいと思っております。

まず、今日、皆さんのお手元に、議長の許しを得て配付をさせてもらったものがございます。これは、もしプラスチックを別にしたらというものなんです。これは那須烏山市のもので、那珂川町は申し訳ないんですが、資料がそろわないので、できません。こういうようなプラスチックを除くと、いろんなもので3,000トンぐらいは出るのかなというようなことでございます。

まず、川俣議員、そして平塚議員、そして、今度は私と、こういうふうになるわけですが、もしプラスチックを別枠で集めたら。集めるのはどうだとか、そういうことじゃなくて、私の話は、もしプラスチックがなかったらというか、プラスチックを集めなかったらどうなんだという観点から議論を進めたいと思っています。

それで、これは、し尿処理施設が下水道の処理施設にくついたらどうなんだという図面なんです。これは南那須の処理センターの図面です。南那須処理センターの図面に30メートル、60メートルの処理施設、この処理施設というのは発酵処理施設です。発酵処理施設。

それで、何でこの面積になったかというと、3,000トンというのはどういうことかというと、これ、真岡が処理1,500トンなんです。その1,500トンの倍だから倍の面積と、こうやったんです。これは用地から出ますけど、2階建てにもできます。ただ、用地が広いほうがソーラー発電を乗っけてちょうどいいかなぐらいの感じでつくっているんです

が。そして、真岡の建設費というのは幾らでしょうかと、こういう質問びいたような。焼却炉が60億円、何十億円とかと言っていますよね。これが幾らかというと、真岡は5億5,000万円でした。だから、倍ということは11億円になるかなと思うんですね。ただ、プラスチックは処理できないんですよ、もちろん。

11億円ですから、90億円とか何十億円からするとかなり安く、それで、電気もろくに食わないというようなつくりなんだわと、これは今、那須烏山市の議員のごく一部で話をしているんですけども、概算ですが、大体8,000万円ぐらい学校給食費がかかっているんですよ。だから、プラスチックを分別して、こういうふうにして学校給食費を無料化しようというのがキャッチフレーズというか、これを分けましょう、この紙を分けましょう、何を分けましょうと言うんですが、大きく転換するときはできればキャッチフレーズで、インセンティブはこういうものがあるんだよとやったほうがいいのではないかというのが私の考えで、そうすると8,000万円ぐらいは完全に浮きますので、ごみを分別して学校給食費を無償化しよう、こういうような形だったらどうなのかなと。

ただ、これに取り組むか取り組まないかは執行部の皆さんのお話なんですが、今何を言っているかというと、し尿処理場を下水道にくっつけると。当然そこに出てくるし尿汚泥は増えるわけです、右から2番目ね。下水道汚泥も今処理しているわけです。うちは200トン処理していて、これは400万円ぐらいかかるかっているかな、持っていってもらってね。これを一緒に、同じ性状ですから、今度はね。処理できるでしょう。生ごみ、こんなものもみんな処理できる。

何を言わんとしているかというと、今度し尿処理場と一緒に下水に建設するといったときに、こういうようなものを処理できる施設を隣にくっつけたらどうなんだというところを一緒に検討してもらえないでしょうかと、こういう話なんです。

○議長（鈴木繁） ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

答弁をお願いいたします。

施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 議員の今のご質問にお答えさせていただきます。

現在、し尿処理施設整備基本計画の検討の中で下水道放流について検討しているわけですが、議員の提案ですと、そこから出るし尿の汚泥を、いわゆる堆肥化施設のようなもので資源循環をしてみたらどうかというようなご意見だったかと思うんですが、委員や業務委

託を委託している業者等の考え方もありますので、提案はできるかと思いますので、次回、第3回になるかと思うんですが、その中で提案はできるかと思います。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） そこに、し尿汚泥や下水道汚泥だけじゃなくて、この雑紙と書いてあるのは小さい紙、例えばティッシュペーパーだと、それから、感光紙も再生できない。あと、本当に名刺大よりもちっちゃいような紙も再生できない。そういうものを雑紙とこれには書いてあるんですが、小片の雑紙ですね。そこに生ごみ、いわゆる厨芥類ですよね、竹類、こういうようなものを全て入れ込んで下水道の処理施設で仮にやるとすると、下水道リノベーション事業というのが多分使えるのではないかと思っているんです。

下水道リノベーション事業というのはどういうものかというと、国土交通省の事業で補助金が2分の1。ですから、例えば分かりやすく言うと10億円で計算しちゃいますよ、1億円だけど。そうすると、5億円の補助金が出るわけです。そして、残りの5億円の半分に交付金が来るのではないかと。そうすると、2億5,000万円来る。手出しが2億5,000万円、それに1割乗せますから、2億7,500万円。それで多分二、三ヶ月で70%も上がるから、これも前のものだから、それからあれすると20億円ぐらいにはなるのかな、全部で。そうすると、倍になったとすれば5億円ぐらい手出しをすればこういう施設ができる、エネルギーもかかるないし、燃やすよりもエネルギーがかかるないですね、発酵のほうがね。菌がやってくれるので。ということで、二酸化炭素の排出も少なくなるということ、これは申し訳ないですが、ほかでやっているのを見てきて、実際、那須烏山市の総務委員会というものがあって、同僚議員、一緒の議員もおりますけど、まず益子へ行って、生ごみ処理をやっているところ、そこは下水道のやつもやっているんです。真岡はそれと同じ施設だと言うので真岡までは行かなかったんですが、一度、組合長、こういうところへみんなで行ってもらって、我々は行って見て見ているので、職員の皆様にそういうところへ行ってもらうと。行って、研修というか検証というか、そういうことをしてもらう、こういうふうに提案をしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） いい提案だと思いますので、採用させていただきたいと思います。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 机の上でコンサルの話を聞いても大した知識は入らないのかなと思います。百聞は一見にしかずという言葉がございますので。大して遠くないです。我々議員も一生懸命行って、そして、これは言っていいのかどうなんだか知らないんですけど、その肥料でサツマイモを作って、干し芋を作っているんですよと言って、干し芋を食べさせてもらっていました。とてもおいしかったです。

ただ、ボリュームはかなり多くなりますね、那須烏山市のものを全部集めるとね。それで、それはほかにどういうものに使うんですかということで、牛の敷きわらに使えるんだそうですよ。同僚議員がいますけど、それをもらって同僚議員のところに持つていって、これはどうなのかと、使えるよと。そうすると、川俣議員の場合は肥料が余ることなくどんどんはけていくんだと言うんですけれども、大量に出て積み上がりっちゃうと大変なんですが、牛の敷きわらには、聞く話によると毎月10万円ぐらい、1人の方ですよ、10万円ぐらい買っているんだから、どんどんもってっちゃって大丈夫だわみたいな話をしています。そうすると、敷きわらにして、それが肥料になるわけです。ホップ、ステップと。それで作った野菜で学校給食でもやってくれれば、多少高くなつて、ここで安くなった分大丈夫かなと思うんですね。

ですから、そこで今度はプラスチックをどうするんだという話になるわけですよ。プラスチックは、このウイズウェイストジャパンというペットボトルの処理をやっているところに我々議員がお邪魔をして見せていただきました。先ほど平塚議員が言ったように、これは高根沢町でやっているもので、まず高根沢町へ行って、どういうふうにやっているんですかと聞いてきました。そうしたら、高根沢では普通のごみ収集所に皆さんに置いていただいて、月2回やっているんだそうです。それをパッカー車に積んでいます。パッカー車でそのままウイズさんまで走って降ろしに行くんだと。だから、仮に、言い方があれなんですが、広域の手間が何ひとつからないというか、かけていない。高根沢は塩谷広域ですよね。塩谷へ持つていって、そこでやるというんじゃないんです。ペットボトルの蓋だとか、こういうものがいっぱい出ますよね。そういうものを出す日を決めて、出してもらうんです。ただ、あれは違うんだそうですよ、ごみの袋は違いますよ。うちの売っているごみの袋じゃないですね。そこへ集めて持つていけば、言い方があれですけど、その分だけ焼却灰は出ないし、逆に焼却灰が出なきゃ安くなるでしょう。その分だけ持つていって、処理が幾らかというと、ただですね。最初に金を取っているわけだから、ただなんです。まずはそういうことを考える、これは広域でいう話ではないんですが、この那須烏山市でいう話なんですが、

やっぱり 1 市 1 町でやっていかなきやいけないので、そうしたら、もうすぐにできると思うんですけど、その点についていかがでしょうか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（熊田則昭） 渋井議員のご質問にお答えさせていただきます。

プラスチックの分別回収のことであるかと思うんですが、こちらについては、もう以前から環境衛生部会の中では取り上げて検討を重ねているところです。やはり分別するに当たっては、先ほどの川俣議員のご質問と同じような回答になるんですが、市民、町民の方への理解の浸透が大切なこと。なかなか難しい部分ではあるんですが、那須塩原市でやったようなモデル地区を決めてやるような取組も考えられるかと思います。そういう意味も含めて検討を重ねていきたいと思っています。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） プラスチックの分別というよりは、まずスタートが容器包装リサイクル法のプラスチック、これは今言いましたように、高根沢町では、そういう日を決めてごみ収集所に置いてもらうと。それは普通のごみ袋ではないですよと。それを業者さんが積んでウィズさんまで、下野市まで行って降ろしてくるだけなんだと、こういう話だったら、全部が全部、市民の皆さん協力してくれるかどうか分かりませんけど、ごく一部は協力してくれるんじゃないでしょうか。そうすれば、金がかからないでごみが減るのではないか。向こうまで走る分は、どうしたってお金を払わないと無理だと思うんですが、下野市まで走つていって、それでも同じだというわけにはいかないとは思いますよ、もちろん。だから、その代わり、それは燃やさないんだから、燃やさなくなつて焼却灰分だけは安く、幾らかプラスで、とにかくごみを減らすことができると。お金もかからなければ設備も要らないと、こういう理屈だったんです、高根沢へ行ったら。

それで、やっぱり市長に申し上げたいと思うんですが、一度、うちの職員と広域の職員さんで高根沢町へ行って聞いてきてみたらどうかなと思うんですが、その辺についていかがですか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 先ほどもお答えしたように、そういう視察研修はすばらしいことだと思いますので、伝えていきたいと思います。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 先進事例が近くにあって、灯台下暗じじゃないんですが、益子はやっている、真岡はやっている、高根沢もやっている。本当に芳賀郡って大したものだなと思います。いろんなところへ行って研修して、何だ渋井の言っていることはうそばっかりだとか、いや、これはもしかすると、その1つで随分様相が変わるかなと思うんですよ。

物の考え方なんんですけど、もしプラスチックがなかつたらといったら、全部処理できるわけです。ウィズさんへ行って、プラスチック新法についてはどうなんですかと聞いてきた。そうしたらば、各市町がプラスチック新法に対応して受け入れてもらえないかとみんな来ているんです。ところが、用地があまりにも狭いので、その対応がなかなか難しいと言うものですから、ぜひ那須烏山市に来ていただけませんかと、何とか土地は見つけますよというような話を、私だけじゃないですが、議員みんなです。もしかすると、廃プラの再生で土地が足りないので、そういうことも起きるかもしれないけれども、今プラスチックの代替で紙になっているんですよね、随分。今まで全部プラスチックだったのが紙になっている。プラスチックというのも、先ほど川俣議員もおっしゃいましたけど、随分これから先、減ってくるのではないかなど、こういう時期です。そういう時期だからこそ、焼却炉というような先が見えない状況ででかいものを造ってですよ。えらい借金をして、その維持管理も苦労すると。それによって市民の生活がよくなると、病院なんかどんどん借金してもいいんですが、借金するところは別なんじゃないのかなと思っているところでございます。

いずれにしても、そういう我々が申しているところを視察研修をしていただいて、やっぱりほかのところを見ていただいて、やって、うちのほうにも反映をしてもらいたい、こういうふうに思いまして、次に、中小企業の振興についてとさせていただいております。

まず、那須烏山市には中小企業振興基本条例というものが平成29年4月に施行されたわけでございます。そこには、第4条2項に、市は工事の発注、これは市ですからね、広域ではありません。中小企業の受注機会の増大に努めるものとするとなっているんですね。それで、広域では今後、病院の建設工事だとカリサイクルセンターというんですかね、建設工事の予定をしているわけでございますけれども、もちろん、行政の違いは十分承知しております。広域行政と那須烏山市は違うんですが、病院建設だったら、8割方、那須烏山市が出

すわけですよね。衛生センターなんかでは6割方出すわけですから、少しそういうようなことが、もちろん、那珂川町も一緒の話ですが、そういうことを今まで考えていないんじやないかと、私はこういうふうに思うから、この一般質問をやっているわけですが、その辺のところを改めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 中小企業振興についてのご質問にお答えいたします。

那須南病院におきましては、以前より議員各位からのご指摘等をいただきており、管内業者への発注を優先して行っているところであります。

しかしながら、病院の性質上、医療提供を絶やさないという特殊な事情がありますので、運営を継続しながらの工事となることで患者の方々に迷惑が出そうな場合は安全・安心を優先させ、考慮し、当院と同規模以上の病院との受注実績等を条件に付して業者の選定を行い、工事を執行しております。

那須烏山市、那珂川町においては、いずれも条例を制定し、市、町の責務として管内中小企業の受注機会の増大に努めることと規定していることに鑑み、那須南病院に係る今後の発注につきましても引き続き管内業者の参入を優先としつつも、状況により適時適切な執行が行われるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） これは那須烏山市の勝手な規定なんですが、一応読ませていただきます。大きい工事になりますと、共同企業体でやりましょうという規約がございまして、那須烏山市建設工事共同企業体取扱規程というものをつくっており、那珂川町もそうかも知れませんが。

それで、ここでは、第4条なんですが、橋梁、トンネル、ダム、そういうようなものは、おおむね2億円以上のものを共同企業体というようなことなんですね。大規模建築工事にあっては、請負対象金額がおおむね3億円以上のものになっている。ここが重要なんですよ。大規模工事であって、請負対象金額がおおむね1億円以上のもの、これは「大規模設備工事にあっては」ですよ。設備工事というのは空調だとかそういうようなものでございます。いろいろ書いてあるんですが、こういうようなことを広域行政では多分つくっていないんだと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 私のほうからお答えさせていただきます。

建設工事共同企業体取扱規程ということでありますけども、実は組合のほうでもつくつております。今、議員のほうで出されました第4条の規定についても、市と同様の金額の規定がございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 全く同じものが実はあるんですね。全く同じものが実はあるんだけども、これは特殊性に鑑みなんでしょうね。これは令和3年5月26日に、予定価格ですよ、1億7,897万円という工事が発注されました。予定価格は事後公表で、最低制限価格が1億5,706万円という工事でございました。

これ、もう一回言いますね。予定価格が1億7,897万6,000円ということでございまますから、幾ら特殊性だとか全てのこうのだと言ったって、規定とは違うということだけは、まず、事実ですか。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） ただ今のお話でございますが、昨年度、空調工事のほうを始めさせていただきました。工事自体なんですが、大きな製品を何個か造って設置するのみの、それで空調を回すような形でしたので、あえてJVをする必要がないと考えまして、条件付一般入札でやったところでございます。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 特殊技能とか、そういうものがあるんだとか、全てのこうのだとかというのはいいんですよ。ただ、地元の受注機会をやっぱり増やさなきゃならないというふうに、中小企業を育成しなくちゃならないという基本条例を那珂川町も那須烏山市もつくっていて、大した工事じゃないから飛んで6万円、落札業者に1社で出すと、こういうよう

なことがあっていいのかと思うわけです。

なぜかというと、ここで1億七千幾らだかで共同企業体を組みました、仮に。そうすると、地元の業者の実績ができるんですよ。全然、こんなのは申し訳ないんですけど、150床以上の病院の実績がある会社、自分の那須南病院でさえ、自分のあるところでさえ仕事が取れないのに、ほかへ行って取ってこれるわけがないでしょうっていうの、地元の業者は。組合長はどう思いますか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 今回、そのときの場合にはちょっと特殊であったので申し訳なかったなと思いますが、ほかで入るようなときには、ぜひとも地元の業者を使いたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） やっぱり、よちよち歩きの赤ちゃんは少し介添えをしてやって面倒を見ないと駄目なんじゃないかなと思うんですよ。共同企業体でも何でもやって実績をつくって、そして参入できるようにすると。もう1億幾らの設備なんか、そうそうはないとは思いますけどね。今度、新しい病院でも建設すればあるんじゃないのかなと思うんですけども。

あと、地元建設業が、ある程度仕事というのもいいんですが、これは私の聞いた話で、間違いかどうかは知りませんけど、昔、多分馬頭町の頃だったと思うという話で、大山田小学校か何かあっちのほうの学校が学校建設。そのときには、学校建設に、今ALC、シポレックスと一般的に商品名で呼ばれていますけど、Autoclaved Lightweight aerated ConcreteというALC、あれは使えないことになっていたんだという話なんですよ。ところが、地元でそういう工場ができたんだから、何とかそれを使ってもらうようにしようじゃないかと、みんなで一生懸命、議員さんも町長さんも頑張って、そういうものを使えるようになったというふうに聞いているんですが、福島副組合長は小川ですが、そんな話をもし聞いたことがあったとすれば、お話しitただければなと思うんですが。

○議長（鈴木繁） 副組合長。

○副組合長（福島泰夫） 合併前の話ですので、誠に申し訳ございませんけれども、聞いた記憶はございません。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 自分のところでつくっている、そういうものを、やはり採用ができないかというのをしっかりとやってもらいたいと思うんです。それはなぜかというと、設計が出来上がっちゃつたらば、そこへ、うちの商品があるんだけど持っていったってなかなか入れてもらえないんですよ。だから、中小企業の建設業者の話もあるけれども、どんなものを作っているのかな、何か使えるものはないのかなと、そういうふうに気を遣うというのも重要なんじゃないのかなと。

私は、この一般質問をするのに、これは広域では関係ないです、那須烏山市の商工観光課のほうで、建設の関連でつくっているような業者さん、こんなものをつくっているとかって把握していますかと言ったら、送ってきたのは商工会の会員名簿でした。その会員名簿を見ながら、もしかするとこれを作っているんじゃないのかなといって電話をかけて、私と副議長がやりましたけど、富双ゴムという会社がございまして、それは大きいガラスを留めるゴムなんかをつくっているそうです。今度、総務委員会で現地視察にでも行ってみようと思っています。

やはり地元で、できれば私もA L Cの外壁がいいとかなんとかとは言いませんが、どこかに一部は使えるような、例えば防音壁にだって使えるんだと思うんです発想の転換をしています。そうすると、皆さんに喜んでもらえる病院になるんじゃないのかなと思うんです。せっかくですから、そういうところも含めて、とにかく 6 6 億円とかと言つたらばとてつもない数字ですけれども、前にも言ったように、それを焼却していったら、必ずどこかで、市のほう、町のほうでお金を出していくということですから、細かく気を遣っていただいて、そういう方面もできる限り、あまりにも高くて採用できないというのは駄目にしても、一般で採用できるものが地元にあるとすれば、そういうようなところを検討してもらうというか、そういう場がうまく設けられるような施策をお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 私も同感であります、私が市長になってからは、各工場の方々

に来ていただきて、製品の説明、自分の会社の説明を毎回させていただいている。コロナになりました2年間しませんでしたが、その前までは、どの会社がどのような製品をつくり、どのようなところに使えるかというのは必ず説明会をしていただき、お互いの会社同士でも相互関係ができる、一緒に製品開発をしたりとか、そういうこともさせていただいているので、今後ともそういう協力はさせていただきたいと思っております。

ご提案ありがとうございます。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 今日は、反対した3人の最後になりました。みんな、いい答弁をいただいたと思っております。忘れないで、必ず実行してもらえるようよろしくお願ひを申し上げて、一般質問を終了させていただきます。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員の質問が終わりました。これで一般質問を終わります。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和5年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。

大変ご苦労さまでした。

[午後5時22分閉会]